

筑後市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(案)

平成 28 年 11 月

筑 後 市
筑後市社会福祉協議会

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
(1) 市民アンケート調査	4
(2) 市民ワークショップ	4
(3) 地区関係者ヒアリング	4
(4) 筑後市地域福祉計画策定委員会	4
(5) パブリックコメント（市民意見募集）の実施	4

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況	5
(1) 人口	5
(2) 人口動態	7
(3) 世帯の状況	8
2. 支援を必要とする人の状況	8
(1) 高齢者の状況	8
(2) 障害者の状況	10
(3) 子ども・子育て家庭の状況	11
(4) 生活保護世帯等の状況	12
3. 地域福祉に関する社会資源の状況	13
(1) 行政区	13
(2) 校区コミュニティ協議会	13
(3) 民生委員児童委員	13
(4) 福祉員・福祉相談員・福祉連絡員	13
(5) 社会福祉協議会	13
(6) 子育て支援拠点施設（おひさまハウス）	14
(7) 地域包括支援センター	14
(8) 筑後市総合福祉センター	14

4. 地域課題の抽出	16
(1) 市民アンケート調査結果から	16
(2) ワークショップの結果から	29
(3) 地区関係者ヒアリングの結果から	33
【地域福祉の課題抽出・整理】	38

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念	40
2. 計画の基本目標	40
3. 重点課題	41
(1) 生活困窮者自立支援	41
(2) 要援護者支援体制の整備	41
4. 計画の体系	42

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

I. 筑後市地域福祉計画	44
II. 筑後市地域福祉活動計画	65

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の構築	82
2. 計画の進行管理	82
3. 計画の周知・広報	82

【資料編】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国では未婚や晩婚化、経済状況の変化等により出生数が低下する一方、医療の発達等によって平均寿命は伸び、少子高齢化が進行しています。これに伴い社会保障費は年々増加しており、国では社会保障制度改革を進め、介護保険法、生活保護法の改正、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法の制定等が行われてきました。

一方で、要支援・要介護者の孤立や孤独死、子どもや高齢者、障害者への虐待、いじめ、ひきこもりなど、公的サービスだけでは解決できない新たな社会問題も顕在化しており、こうした問題への対応として、地域での見守り、支え合い、助け合いが重要であることが改めて認識されてきました。

しかしながら、昨今個人の価値観や生活様式が多様化する中、地域住民相互の社会的つながりも希薄化し、住民の地域への帰属意識も低下する等、地域の様子は大きく変化し、その相互扶助力は低下しています。

こうした状況の中、「地域」を主眼として、すべての市民が地域で生き生きとした生活を送ることができるように、地域住民、社会福祉協議会等地区の団体、事業所、行政等が協働して取り組む地域福祉の推進は、重要な課題となっています。

このような現状に鑑み、今回筑後市、筑後市社会福祉協議会が連携し、市民の皆さんとともに「筑後市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、市民、社会福祉協議会等の地域団体等、行政の主体ごとにそれぞれの役割を明確化し、地域を構成する一人ひとりがそれを自覚した上で具体的に行動し、本市の地域福祉を推進していくための指針とします。

2. 計画の位置づけ

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」は、『社会福祉法』第107条の規定に基づき策定するものです。

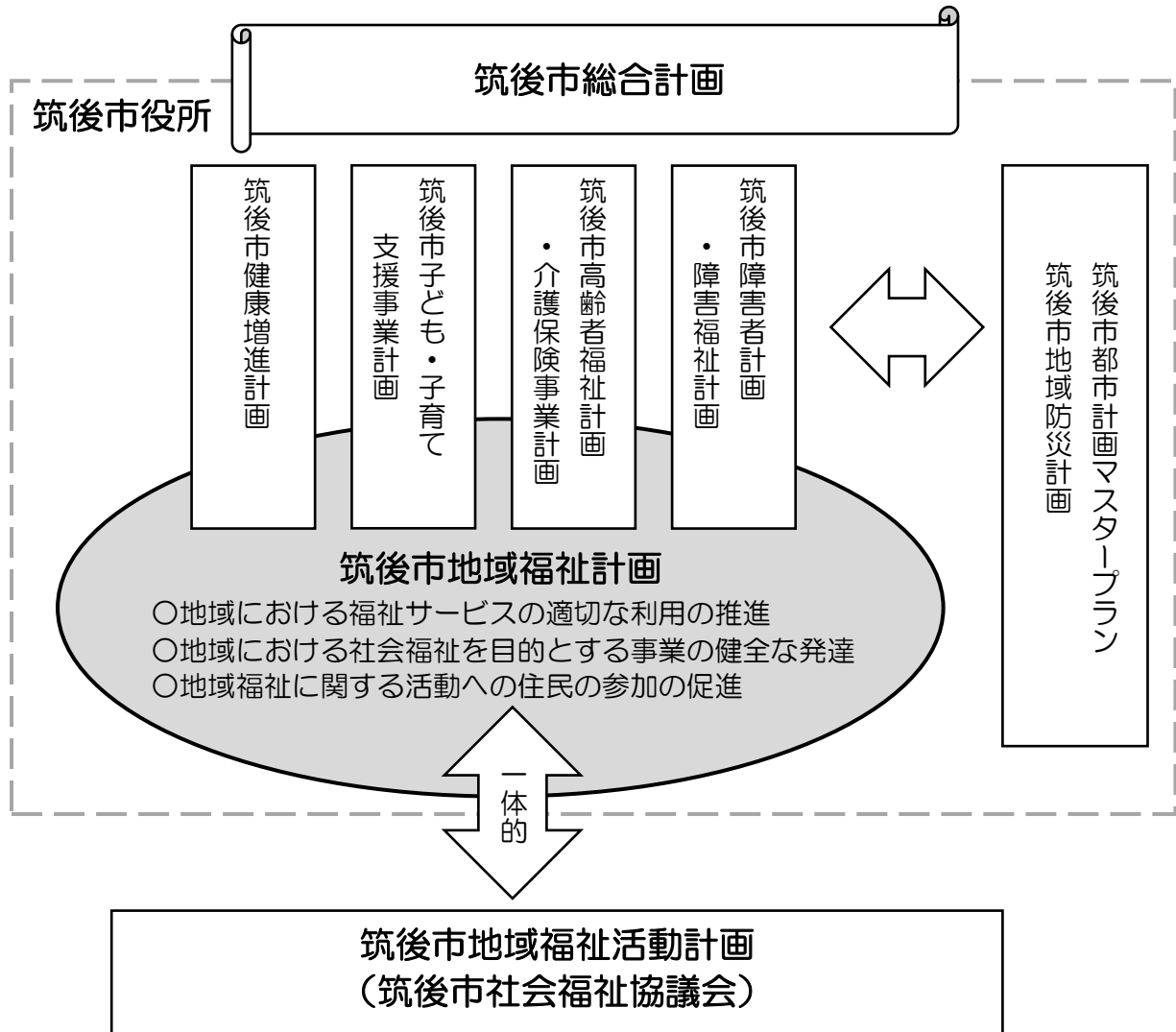
【社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお本計画は「筑後市総合計画」の下位計画として、「障害者計画・障害福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と、その具体化のための取り組み方針等を定める計画として位置づけられます。

また本計画は、筑後市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。平成24年10月に全国社会福祉協議会より出された「社協・生活支援活動強化指針」では、今日の生活課題の深刻化や多様化の状況を踏まえ、社会福祉協議会の事業や活動の強化を図るため「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言」を掲げ、このうちの一つ「行政とのパートナーシップ」のためのアクションプランには、「地域福祉計画」（市町村策定）と「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会策定）の一体的な策定・見直しの推進」が盛り込まれていることに基づくものです。



3. 計画の期間

本計画は、本市の地域福祉を推進していく取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は5年間（平成29～33年度）とします。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民参画の視点を重視し、様々な手法で住民の意識、意見、提案等を把握することに努めました。

(1) 市民アンケート調査

計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 市民ワークショップ

計画の策定に先立ち、地域の福祉課題抽出と、その解決に向けた取り組みについて、市民の皆さんが主体となって協議していただき、その意見を、計画の中で推進する自助・互助・共助・公助による取り組みに反映させることを目的として実施しました。

【ワークショップの概要】

期日	時間	開催場所	テーマ
第1回 11月19日(木)	19:00~21:00	筑後市社会福祉協議会	基調講演 地域の現状把握
第2回 12月3日(木)	19:00~21:00	筑後市社会福祉協議会	地域課題の 解決に向けて

(3) 地区関係者ヒアリング

地域福祉の推進に関連し、地区団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取り組み等を把握するため、関係者に対するヒアリングを実施し、現状と活動に関する課題、今後の方策等、意見の聴取を行いました。

(4) 筑後市地域福祉計画策定委員会

学識経験者や地域福祉の関係者等で構成する「筑後市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容等について当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

(5) パブリックコメント（市民意見募集）の実施（予定）

計画書案について、市民の皆さんからの意見等を幅広く募集するため、市のホームページや関係施設等で縦覧できるようにし、パブリックコメント（市民意見募集）を実施します。

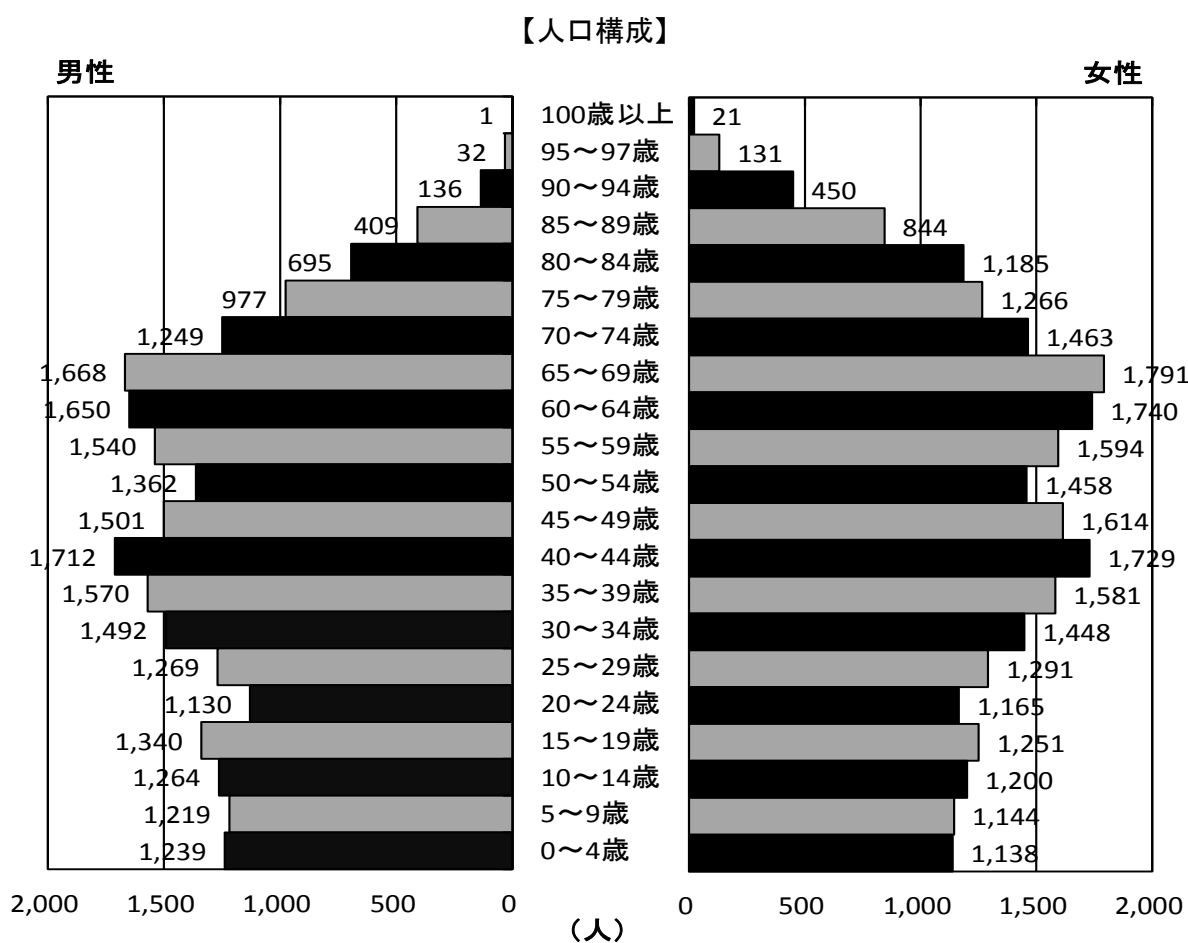
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口

①人口構成

本市の人口構成をみると、60歳代後半の女性が最も多く、全体では40歳代から60歳代の人数が多い一方で、これより若い年代の数は少なく、今後の高齢化の進行が懸念されます。



[資料] 筑後市（平成27年3月末時点）

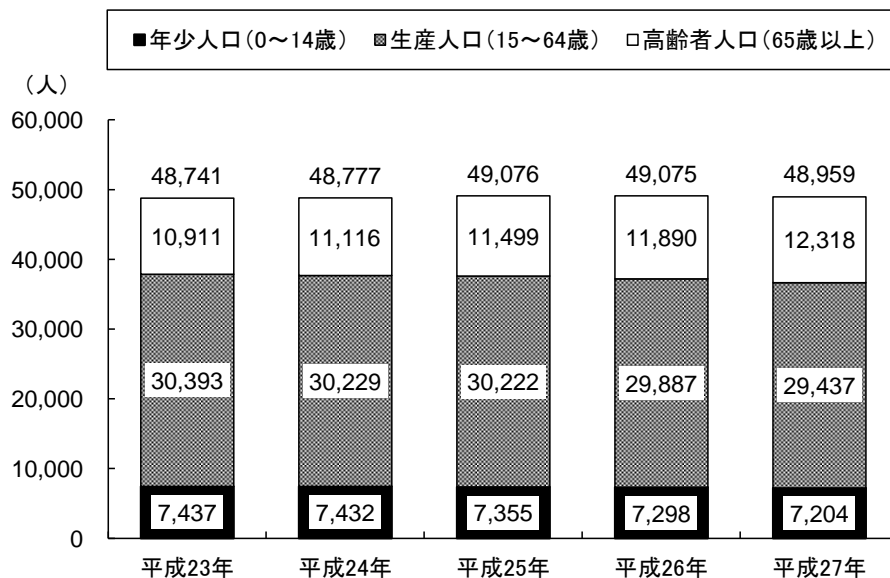
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

②総人口

本市の総人口は、平成27年3月末時点で48,959人となっています。平成23年度からの推移をみると、平成25年度までは微増傾向にありましたが、その後減少に転じています。

年齢3区分別では、年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少しており、高齢者人口は増加を続けています。

【総人口】



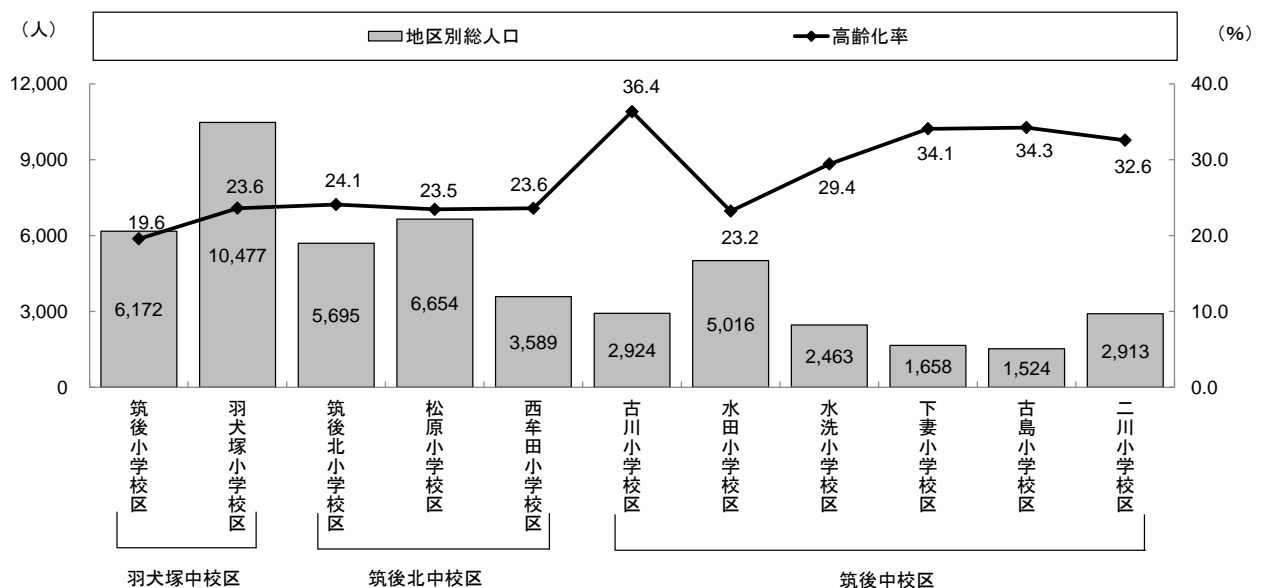
[資料] 筑後市（各年3月末時点）

③地区別人口

本市の人口を地区別にみると、平成27年8月末時点で以下のようになっています。

高齢化率は、最も高い古川小学校区で36.4%、最も低い筑後小学校区では19.6%となっています。

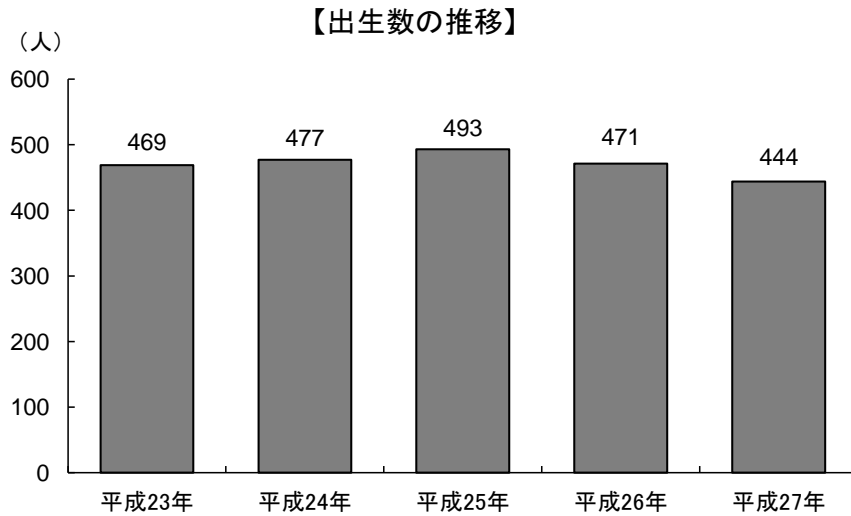
【地区別人口】



[資料] 筑後市（平成27年8月末時点）

(2) 人口動態

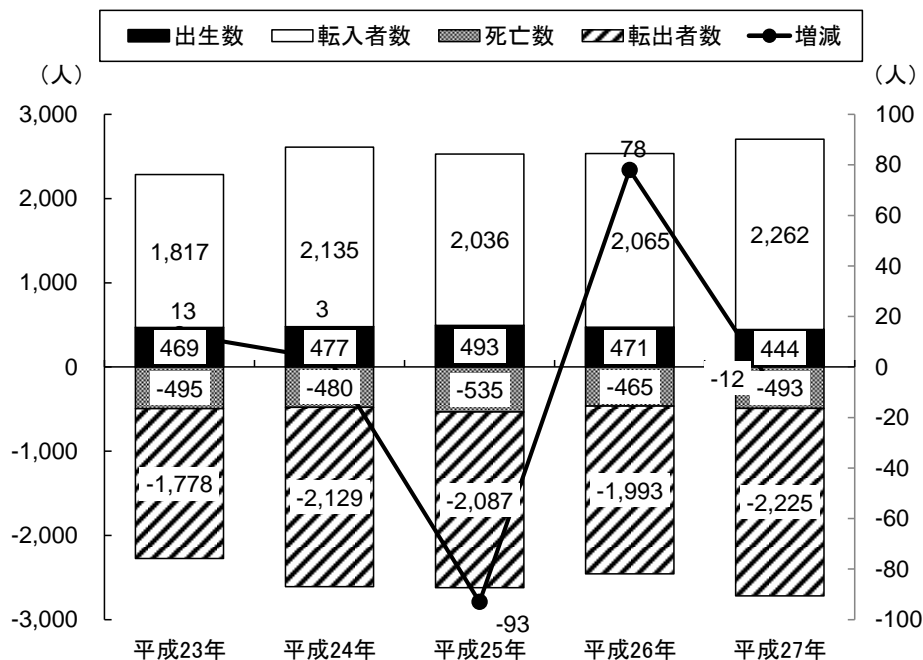
本市の出生数をみると、近年は年間400人台後半で推移しています。



[資料] 平成23年～26年：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）
平成27年：福岡県人口移動調査

自然増減は、平成26年を除き死亡数が出生数を上回り自然減の状態にあり、社会増減では、平成25年に転出者数が転入者数を上回り、社会減となっています。

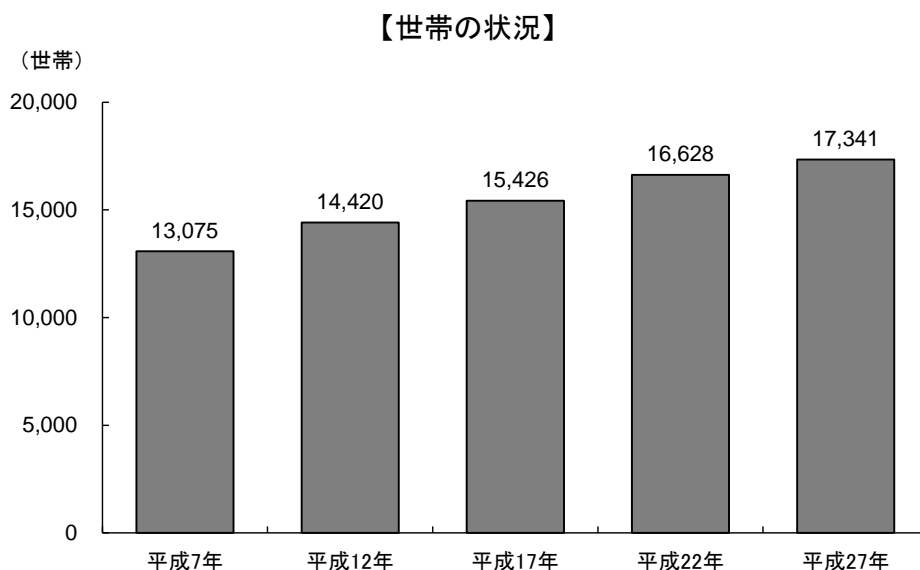
【人口動態】



[資料] 平成23年～26年：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）
平成27年：福岡県人口移動調査

(3) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、本市の一般世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年は17,341世帯となっています。



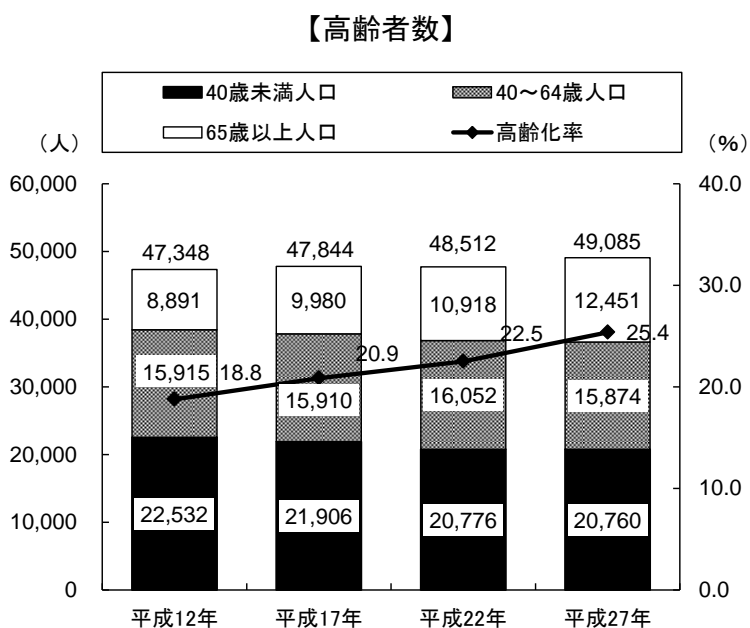
[資料] 国勢調査

2. 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者の状況

① 高齢者数

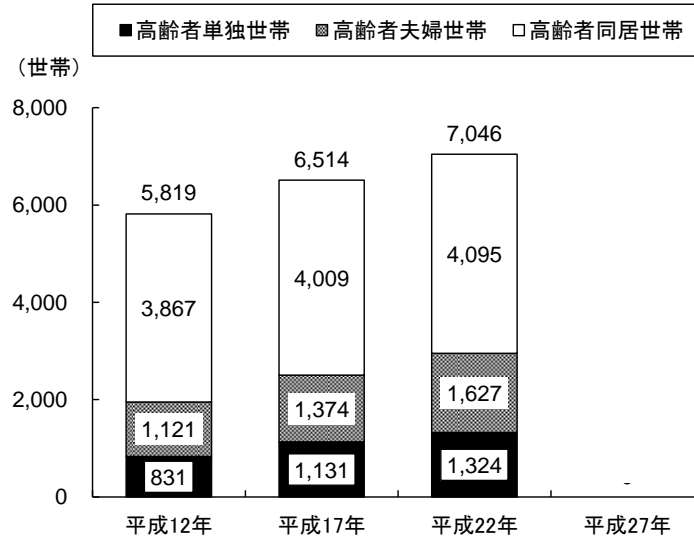
本市の人口推移を、介護保険2号被保険者(40~64歳)、第1号被保険者(65歳以上)を含む年齢区分別にみると、65歳以上人口が増加し、65歳未満の人口は減少しています。その結果高齢化率は一貫して増加傾向にあり、平成27年では25.4%となっています。



[資料] ※平成12年~平成22年：国勢調査 平成27年：筑後市（平成27年8月31日現在）

②高齢者世帯 【確認中】

【高齢者世帯数】



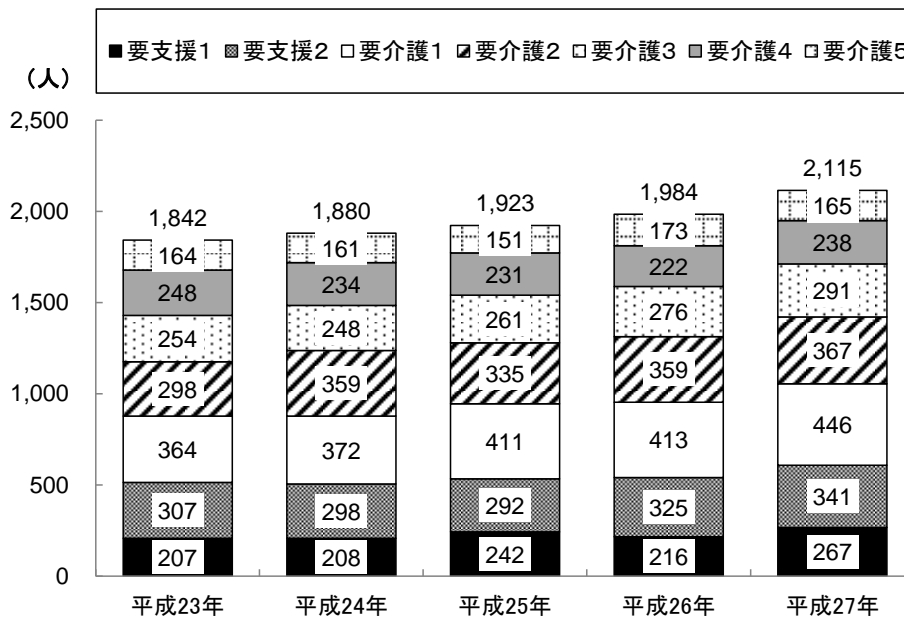
[資料] 国勢調査

※高齢夫婦世帯（夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯）

③介護保険の認定状況

高齢者数の増加に伴い、本市の要介護等認定者の数も一貫して増加傾向にあります。要介護度別にみると、要介護1、要支援2、要介護2などの数が増えています。

【介護保険の認定状況】

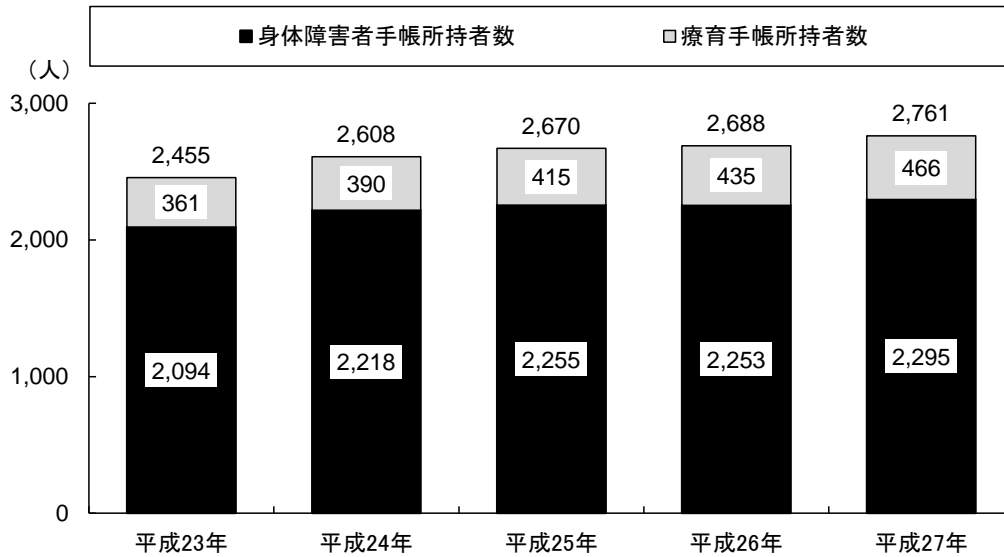


[資料] 筑後市

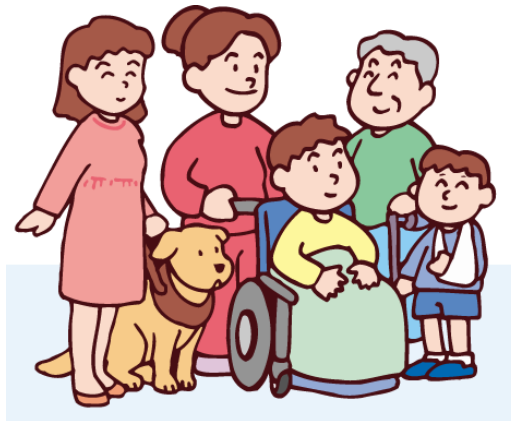
(2) 障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳、療育手帳の所持者ともに増加傾向にあり、身体障害者福祉手帳の所持者は近年2,200人台、療育手帳所持者は400人台で推移しています。

【障害者の状況】



[資料] 筑後市

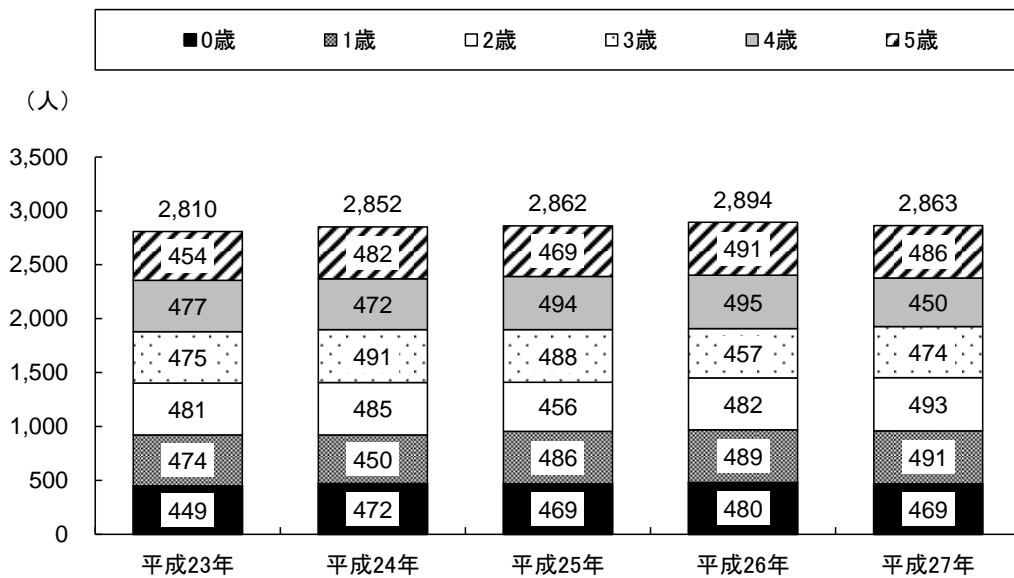


(3) 子ども・子育て家庭の状況

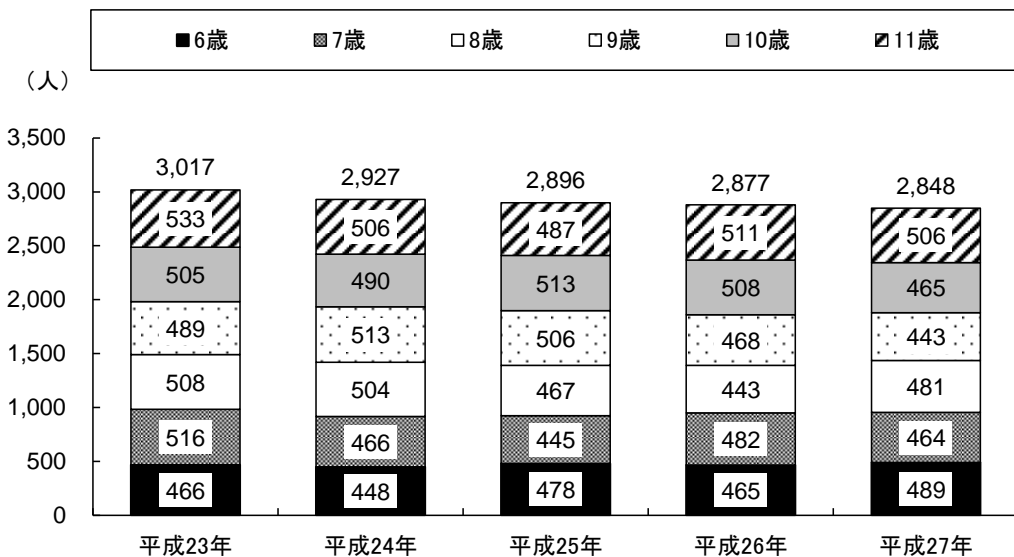
本市の児童人口の推移をみると、0～5歳児は一貫して2,800人台で推移しています。6～11歳では、平成23年の3,017人から平成27年には2,848人と減少傾向にあります。

【児童人口】

<0～5歳>



<6～11歳>



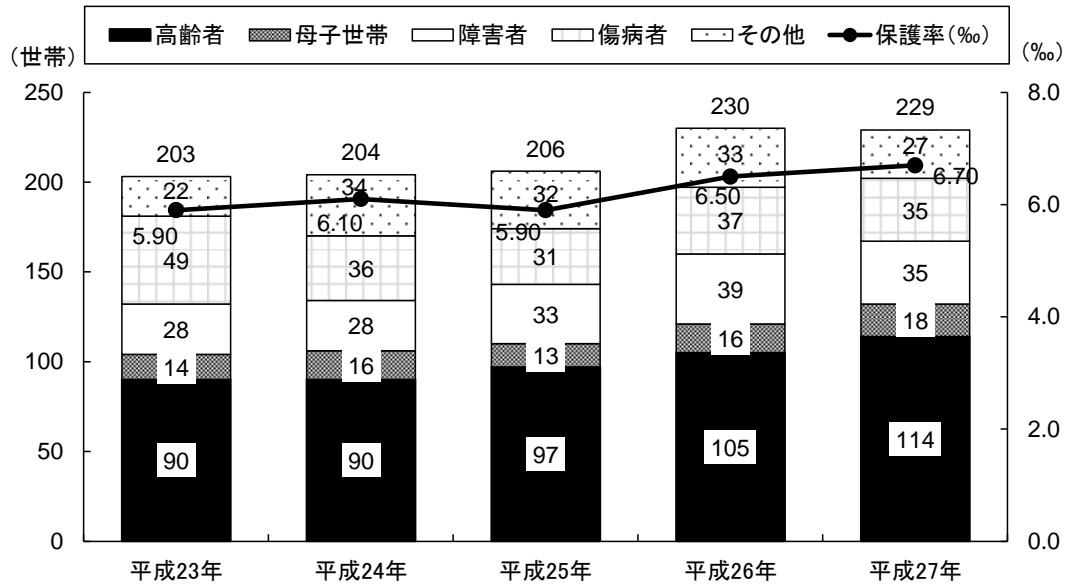
[資料] 筑後市

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

(4) 生活保護世帯等の状況

本市の生活保護世帯数は、平成27年で229世帯であり、平成26年度との比較ではほぼ横ばいになっていますが、平成23年からの推移をみると増加傾向にあります。

【生活保護世帯等の状況】



※ ‰=パーミル:1000分の1を1とする単位。保護率は人口千人に対し何人が保護を受けているかを表したものの。

[資料] 筑後市

3. 地域福祉に関する社会資源の状況

(1) 行政区

行政区は、住民の知恵と工夫と参加により地域課題の解決を図りながら、住みよい地域づくりを行うもので、地域コミュニティを形成する最も基本的で重要な団体です。同時に、行政とともに地域福祉を担う組織的基盤でもあります。

(2) 校区コミュニティ協議会

1つの行政区や単位組織（子ども会、老人会等）では解決が困難な課題、より広域での取り組みが必要とされる課題の増加に伴い、その対策として、従来からつながりの深い小学校区を単位とし、住み良いまちにしていくために様々な人や組織、団体が連携して活動する協議会のことです。

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員です。社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより、社会福祉の増進を図ることを目的としています。

(4) 福祉員・福祉相談員・福祉連絡員

福祉員は、行政区における福祉担当者として民生委員と連携し、行政区運営の中に入り、福祉問題を行政区内に反映させます。必要により、行政区としての支え合い活動を提案し、福祉の取り組みを行政区全体のものとする役割を持ちます。

福祉相談員は、日常的な福祉相談の窓口として住民の福祉相談に対応するとともに、福祉相談員の連絡を受け、直接民生委員と連携し、問題当事者の課題解決に取り組みます。個別的活動で解決のつかない問題については、福祉員・民生委員を通して区全体の協議を図ります。

福祉連絡員は、隣組における福祉の見守り役として、福祉問題を早期に発見し、福祉相談員に連絡します。

(5) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域にある福祉問題の解決に取り組み、福祉のまちづくりを行う民間の福祉団体です。

地域課題の発見から解決までの集団的な取り組みから福祉のまちづくりを推進していくという、社会福祉協議会が推進する地域組織化活動（コミュニティワーク）では、福祉員制度、並びに校区福祉会活動を中心とした地域デイサービスの実践が、全市に広がりを見せています。

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

地域デイサービスの実践は、「住民自身が自分の住む地域の高齢者問題に関心を持ち、実践として取り組み、さらに他の問題にも関心を持ってもらうことで、自分の地域を支え合いのある地域に創り上げていく」活動として、「協働」時代を先取りしたものでもあります。これは、学童保育や共同作業所づくり、ボランティア活動の推進にも共通しています。

こうした地域実践と具体的な福祉サービスが結び合うことで、地域福祉の総合的な推進を図ること（地域福祉）が、社会福祉協議会の大きな役割となっています。

■地域福祉の展開

①福祉問題をいち早く発見し解決に結びつける活動の展開、②地域の住民自身が地域の福祉課題に主体的に関わり、問題を未然に防ぎ、問題が出てきても早期に解決が図られるような予防的な福祉の推進、③当事者の組織化や支援者（ボランティア等）の組織化、④新たな福祉課題を周知・学習し、実践に活かしていく福祉教育活動などに努めます。

■在宅福祉の展開

介護保険制度の「介護予防」重視、障害者自立支援法では障害者の「自立」を中心とした制度改正に対応できる体制づくりや、当事者への情報提供、エンパワーメントに努めるとともに、地域福祉活動との連携を深め、総合的なケア（介護）体制づくりに取り組みます。

（6）子育て支援拠点施設（おひさまハウス）

各種教室・講座の開催や子育て相談、ファミリー・サポート・センター事業、こんにちは赤ちゃん事業、子育て情報の発信、育児サークルや地域子育てサロンの支援等子育て支援事業を総合的に実施しています。

（7）地域包括支援センター

高齢者の方々が住みなれた地域で、その人らしくいきいきと安心して暮らし続けることができるよう必要な援助や支援を包括的に行う機関として設置されました。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などが中心となって、それぞれの専門性を活かして互いに連携しながらチームとして支援します。

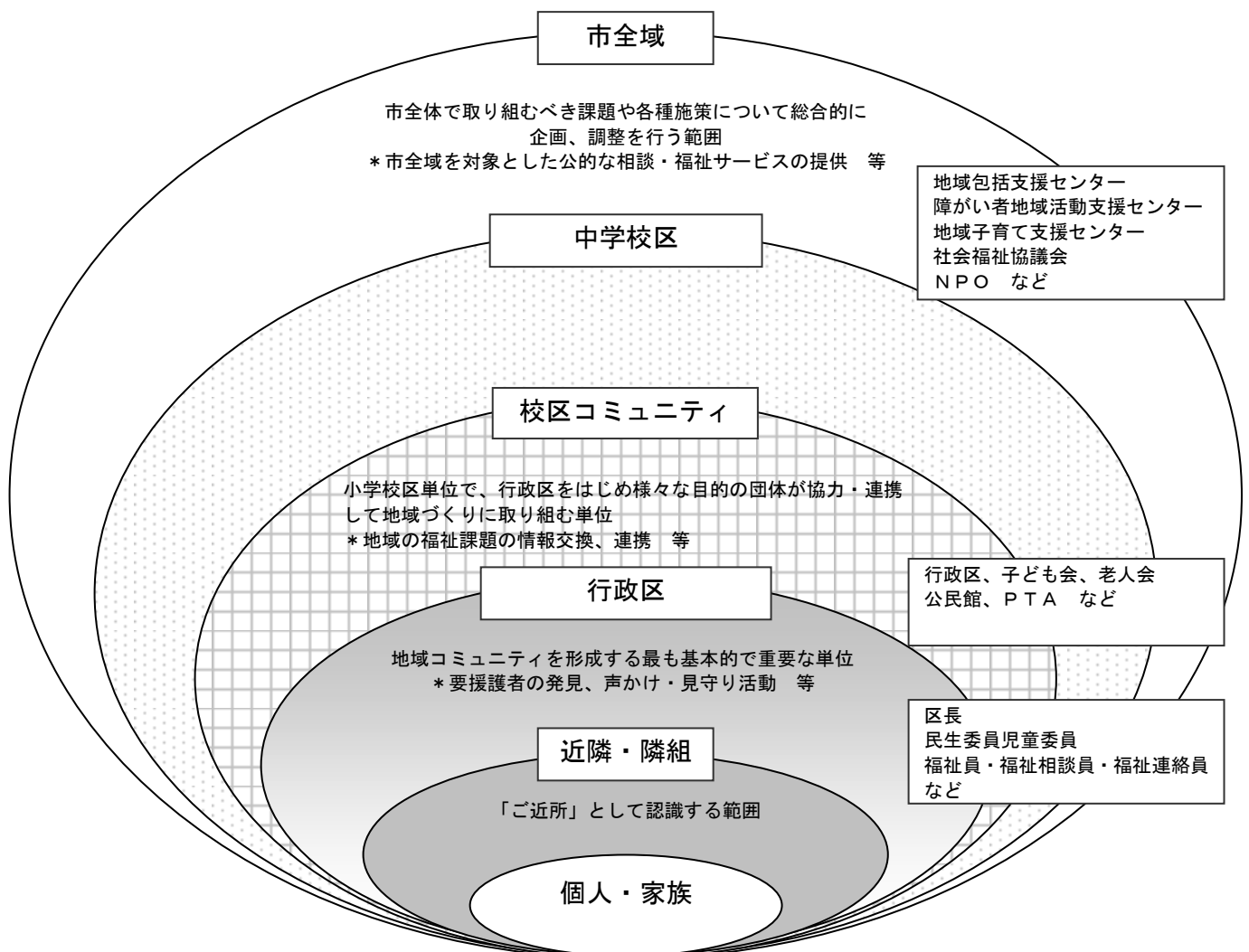
（8）筑後市総合福祉センター

筑後市総合福祉センターは、高齢者・心身障害者・母子家庭など各種の福祉問題への相談に応じるとともに、それらの問題を解決していくために住民を主体として組織化を図っていく、地域福祉活動の拠点として設立したものです。現在では、下記の4つの役割を持つ施設として機能しています。

①福祉活動の拠点 ②健康づくり・介護予防の拠点 ③貸し会場 ④地域住民の交流の場

【筑後市の福祉に関する圏域のイメージ】

- 市全域：市全体で取り組むべき課題や各種施策について総合的に企画、調整を行う範囲
 - * 市全域を対象とした公的な相談・福祉サービスの提供
- 校区コミュニティ
 - * 地域の福祉活動、地域の福祉課題の情報交換、連携
- 行政区：市民の生活に最も身近な自治会の範囲
 - * 民生委員・福祉委員による見守り活動、防災・防犯活動
- 近隣、隣組：「ご近所」として認識する範囲
 - * 近隣での要援護者の発見、声かけ・見守り活動



4. 地域課題の抽出

(1) 市民アンケート調査結果から

【調査の目的】

筑後市地域福祉計画・筑後市地域福祉活動計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため本調査を実施しました。

【調査設計及び回収結果】

調査対象	18歳以上の市民 3,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
回収数(回収率)	1,753件(58.4%)
調査期間	平成27年10月15日～平成27年10月30日

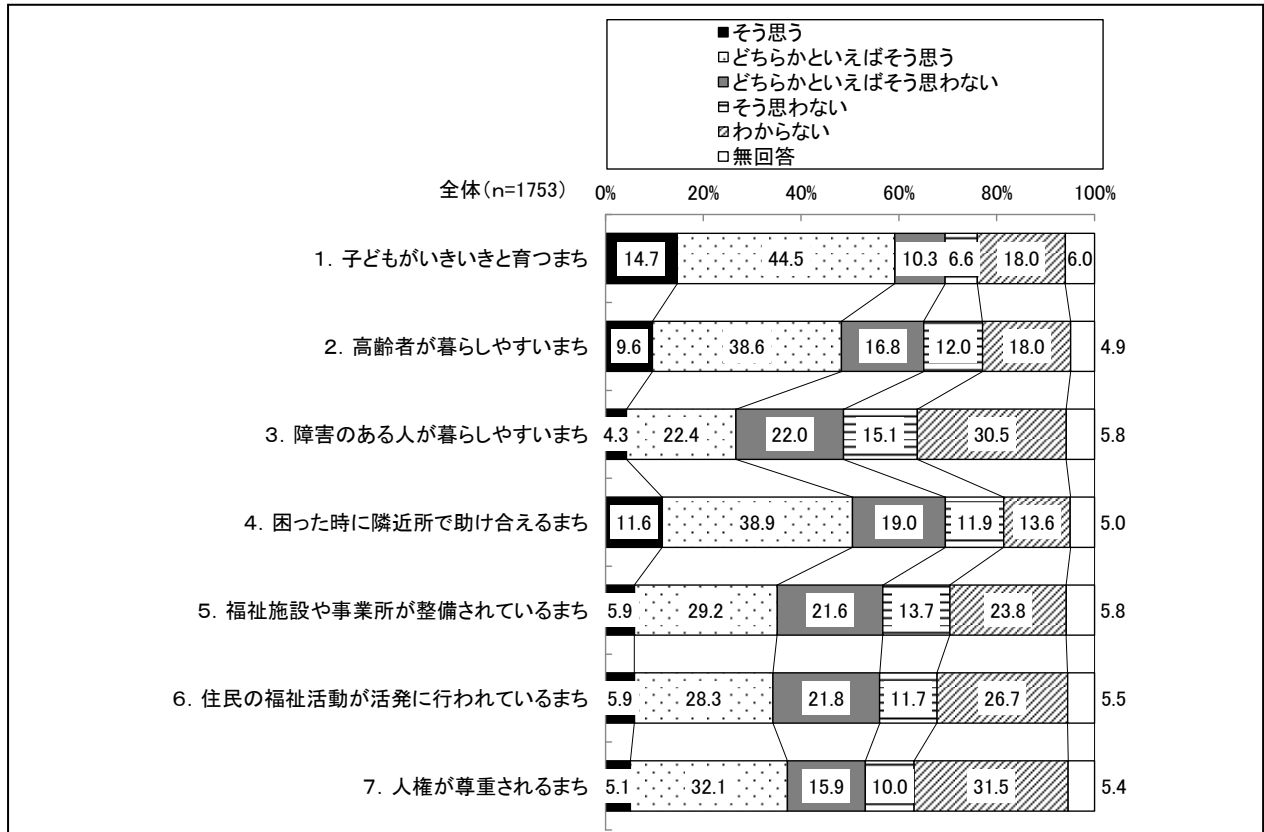
【調査結果の見方】

- (1) 回答は、原則として各質問の調査数を基数とした百分率(%)で表し、小数第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- (2) 図表中の選択肢表現は、コンピュータ入力の都合上、調査票の回答選択肢を短縮して表記している場合がある。
- (3) 図表中には、回答者数が非常に少ない場合がある。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をすることが難しいので、回答の傾向をみる程度になる。

地域生活について

筑後市の印象

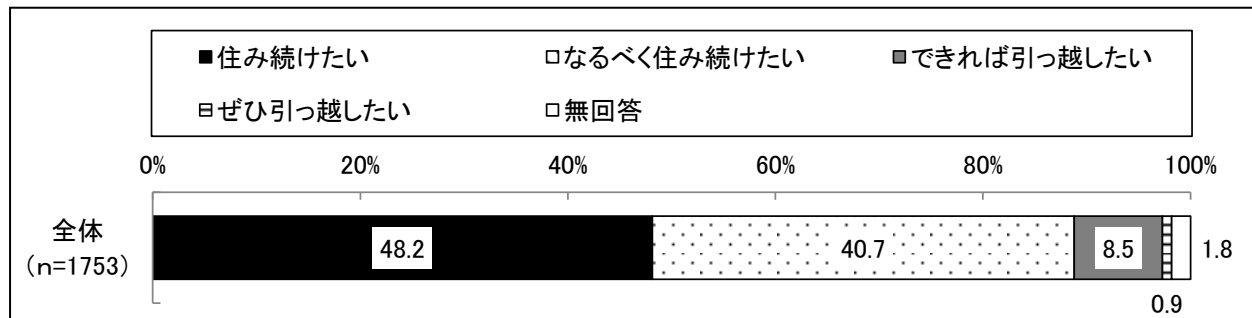
●筑後市は「子どもがいきいきと育つまち」だと思う割合が59.2%●



筑後市はどのようなまちであると思うか質問した結果、「1. 子どもがいきいきと育つまち」「2. 高齢者が暮らしやすいまち」「4. 困った時に隣近所で助け合えるまち」「6. 住民の福祉活動が活発に行われているまち」「7. 人権が尊重されるまち」では、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）の割合が『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）を上回っており、特に「1. 子どもがいきいきと育つまち」「4. 困った時に隣近所で助け合えるまち」で過半数を占めている。一方、「3. 障害のある人が暮らしやすいまち」「5. 福祉施設や事業所が整備されているまち」では、『そう思わない』の割合が『そう思う』を上回っている。

今後の筑後市の定住意向

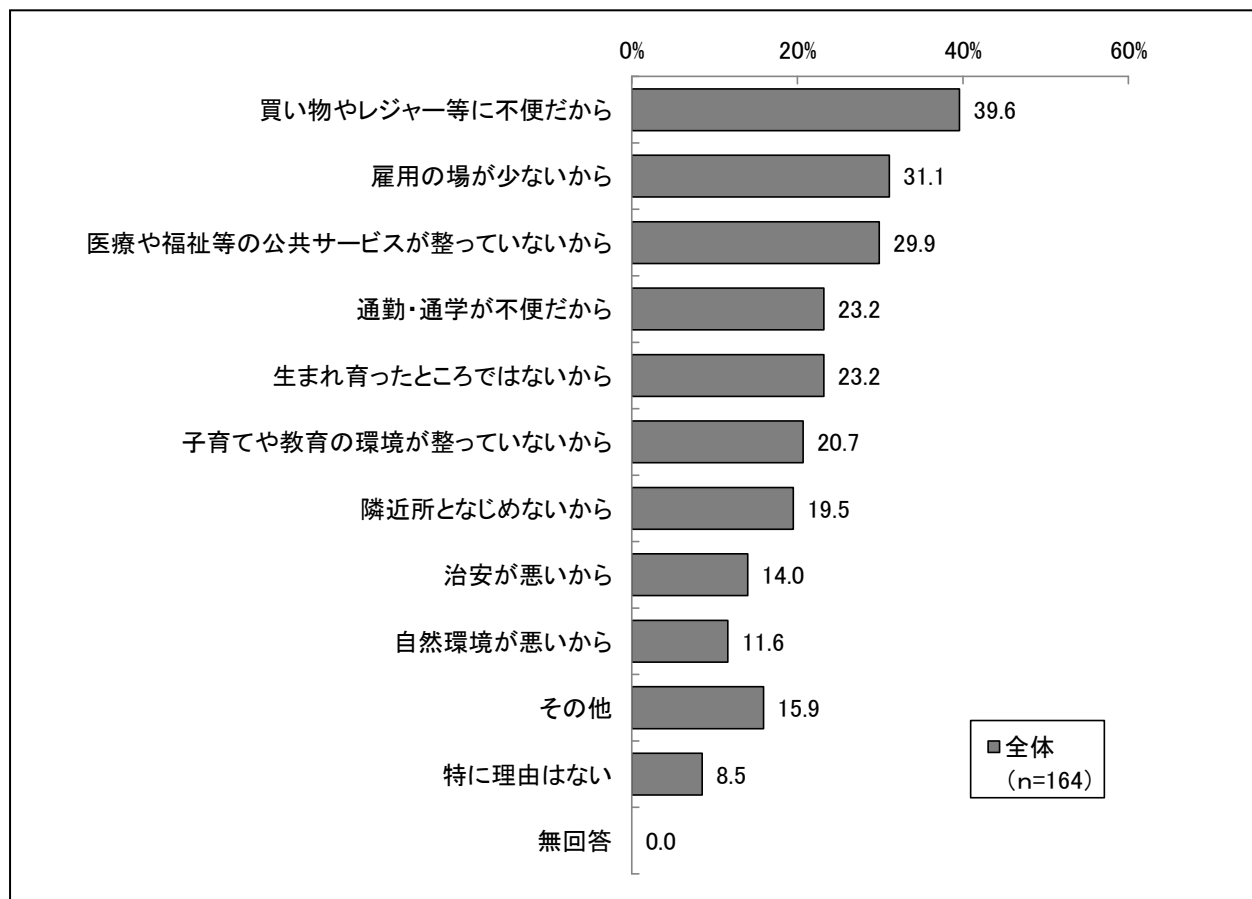
●筑後市に『住み続けたい』（88.9%）が約9割●



今後の筑後市の定住意向について質問した結果、『住み続けたい』（「住み続けたい」＋「なるべく住み続けたい」）が88.9%を占めており、『引っ越したい』（「できれば引っ越したい」＋「ぜひ引っ越したい」）の割合は1割に満たない。

住み続けたくない理由

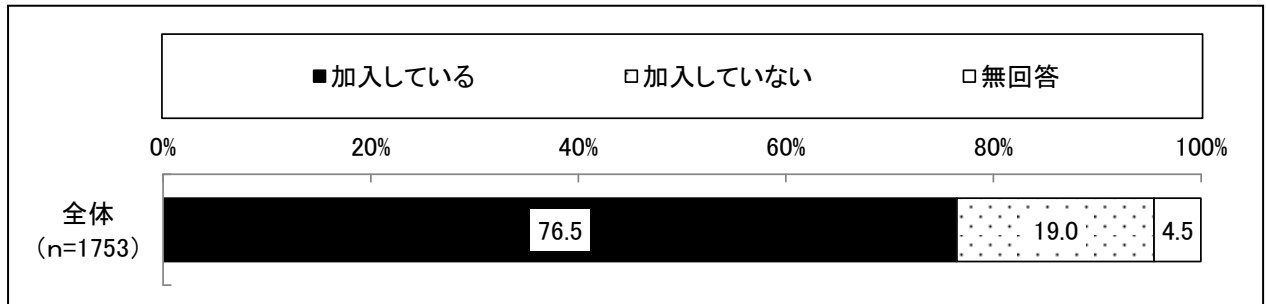
●住み続けたくない理由は「買い物やレジャー等に不便だから」（39.6%）が最多●



筑後市に住み続けたくない理由では、「買い物やレジャー等に不便だから」（39.6%）が最も多く、次いで「雇用の場が少ないから」（31.1%）、「医療や福祉等の公共サービスが整っていないから」（29.9%）、「通勤・通学が不便だから」「生まれ育ったところではないから」（いずれも23.2%）となっている。

行政区への加入状況

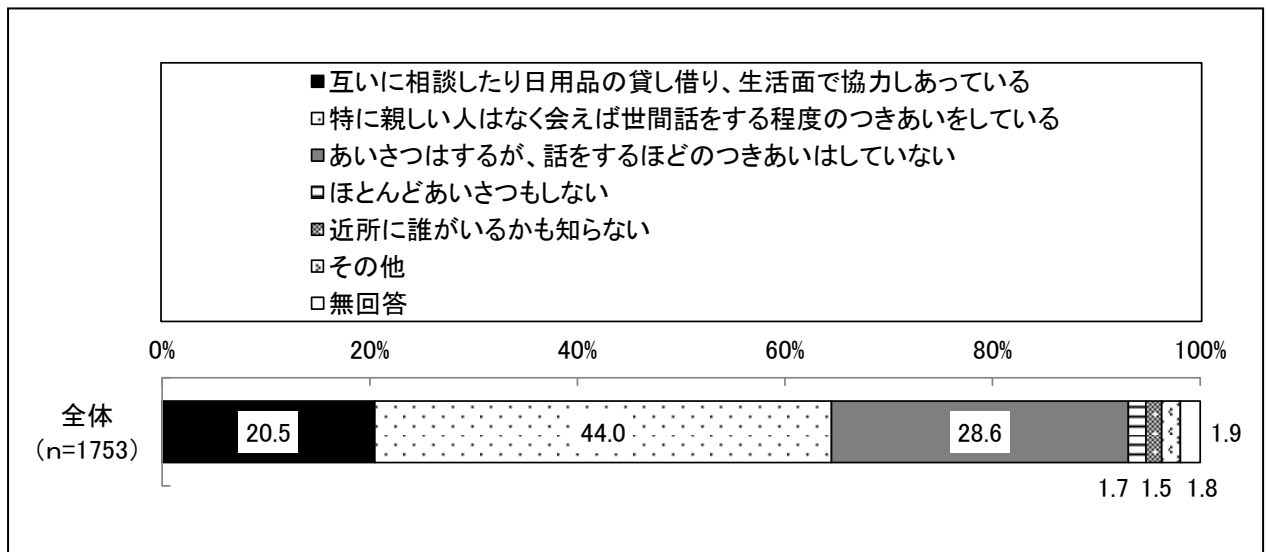
●行政区へ「加入している」割合は76.5%●



行政区への加入状況では、「加入している」は76.5%、「加入していない」は19.0%となっている。

現在の近所付き合いの程度

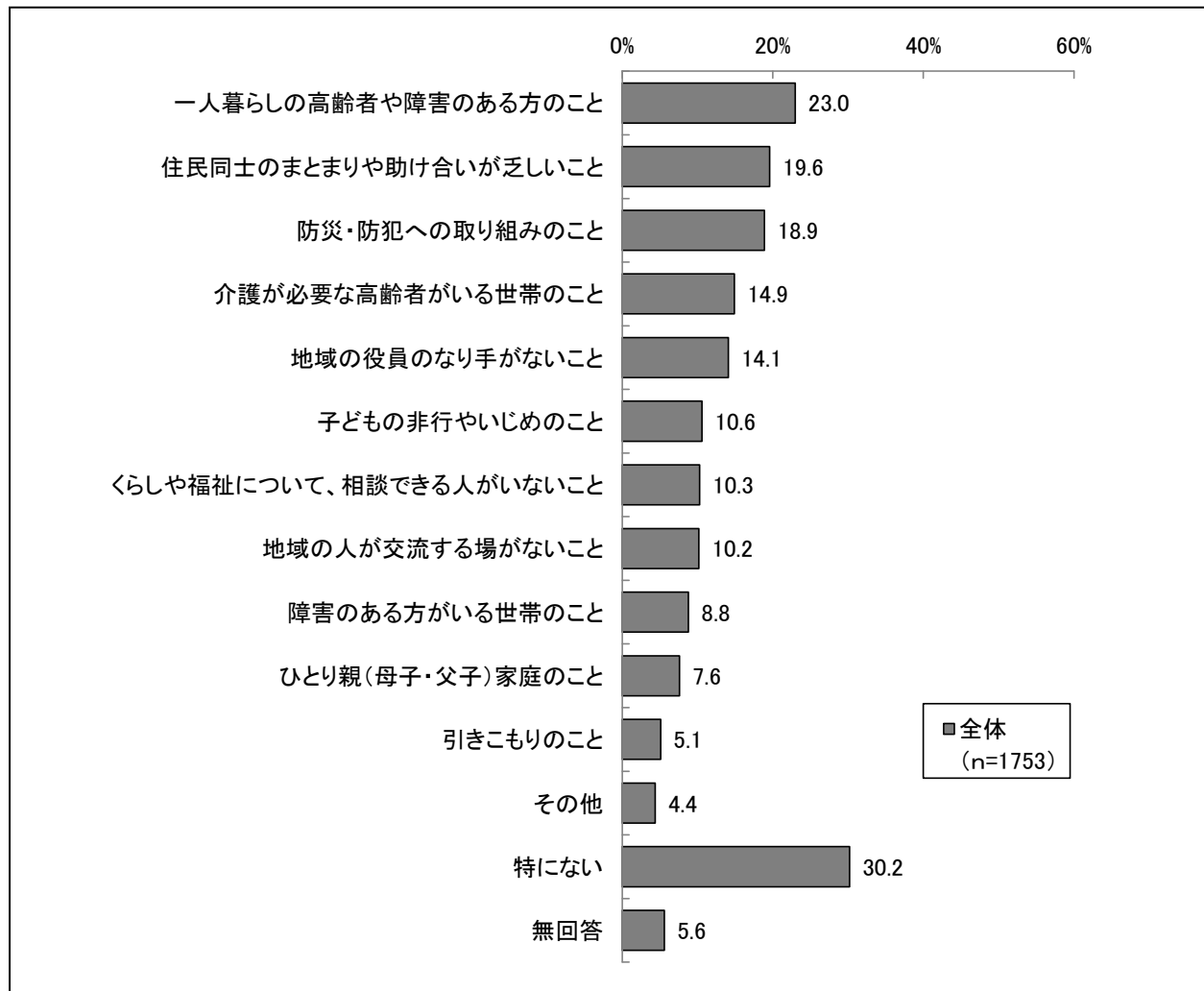
●近所付き合いは「特に親しい人はなく会えば世間話をする程度のつきあいをしている」(44.0%)との回答が最も多い●



近所付き合いの程度では、「特に親しい人はなく会えば世間話をする程度のつきあいをしている」(44.0%)との回答が最も多く、次いで「あいさつはするが、話をするほどのつきあいはしていない」(28.6%)、「互いに相談したり日用品の貸し借り、生活面で協力しあっている」(20.5%)となっている。

地域の課題や問題点

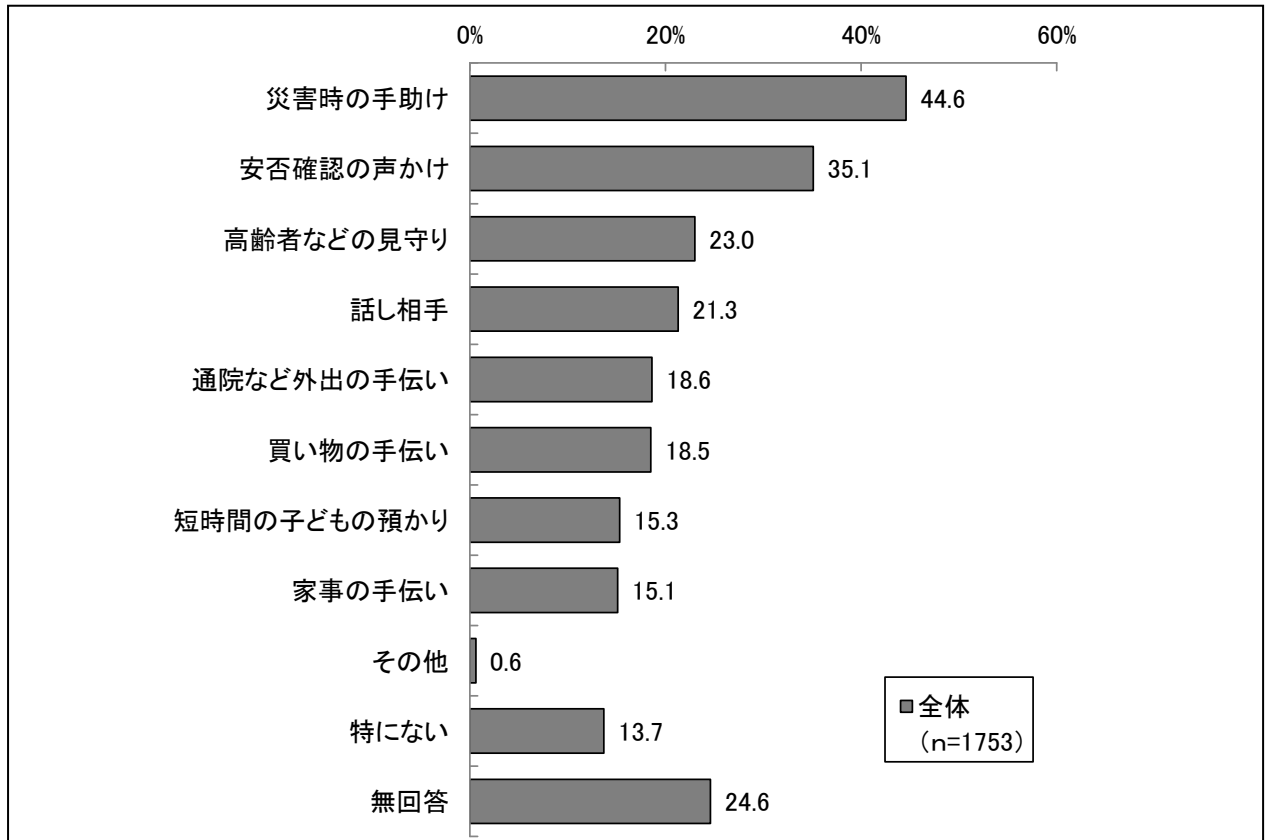
●地域の課題や問題点では「一人暮らしの高齢者や障害のある方のこと」(23.0%)が最多●



地域の課題や問題点では、「特にない」が30.2%を占めており、具体的な課題や問題点では、「一人暮らしの高齢者や障害のある方のこと」(23.0%)が最も多く、次いで「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」(19.6%)、「防災・防犯への取り組みのこと」(18.9%)、「介護が必要な高齢者がいる世帯のこと」(14.9%)となっている。

地域で手助けをしてほしいと思うこと

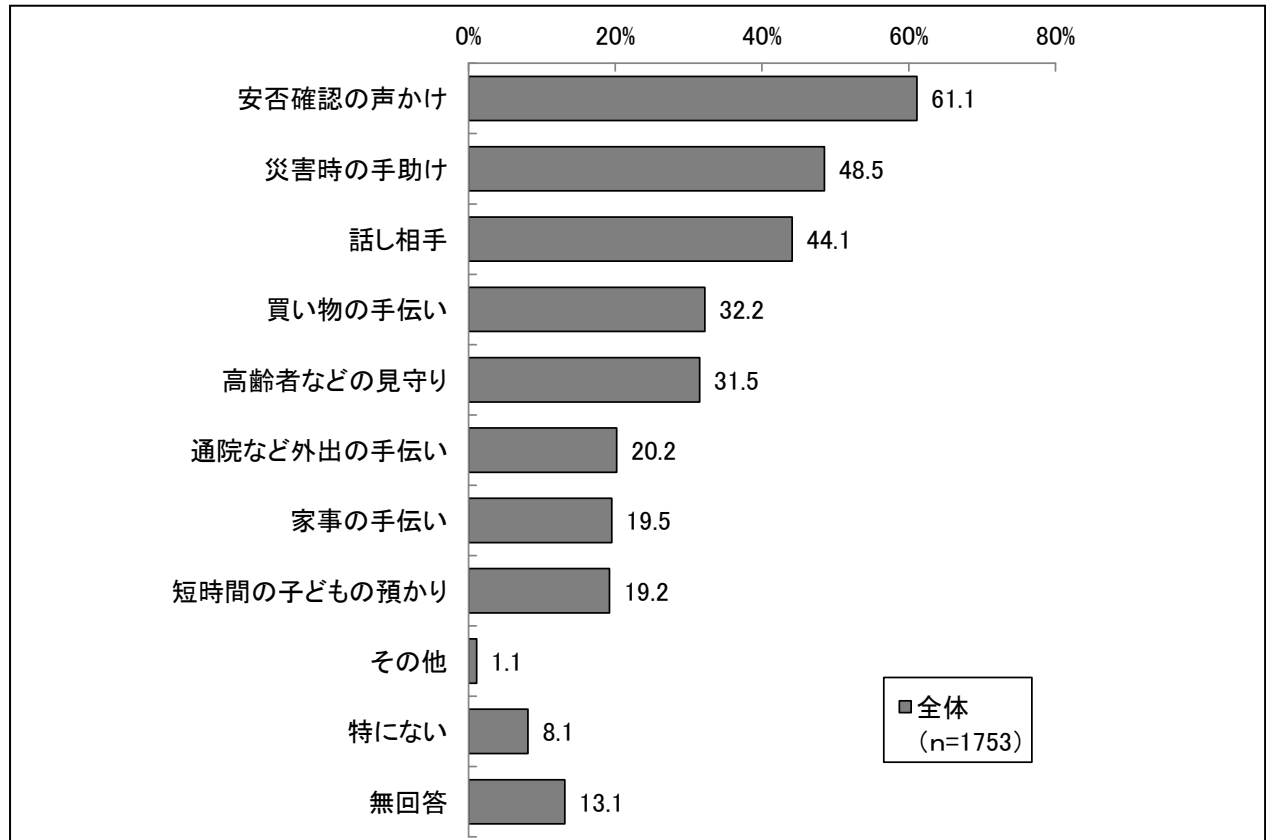
●地域で手助けをしてほしいと思うことは、「災害時の手助け」(44.6%)が最多●



自分自身や家族が、日常生活が不自由になった場合、地域で手助けをしてほしいことでは、「災害時の手助け」(44.6%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(35.1%)、「高齢者などの見守り」(23.0%)、「話し相手」(21.3%)となっている。

地域で手助けできると思うこと

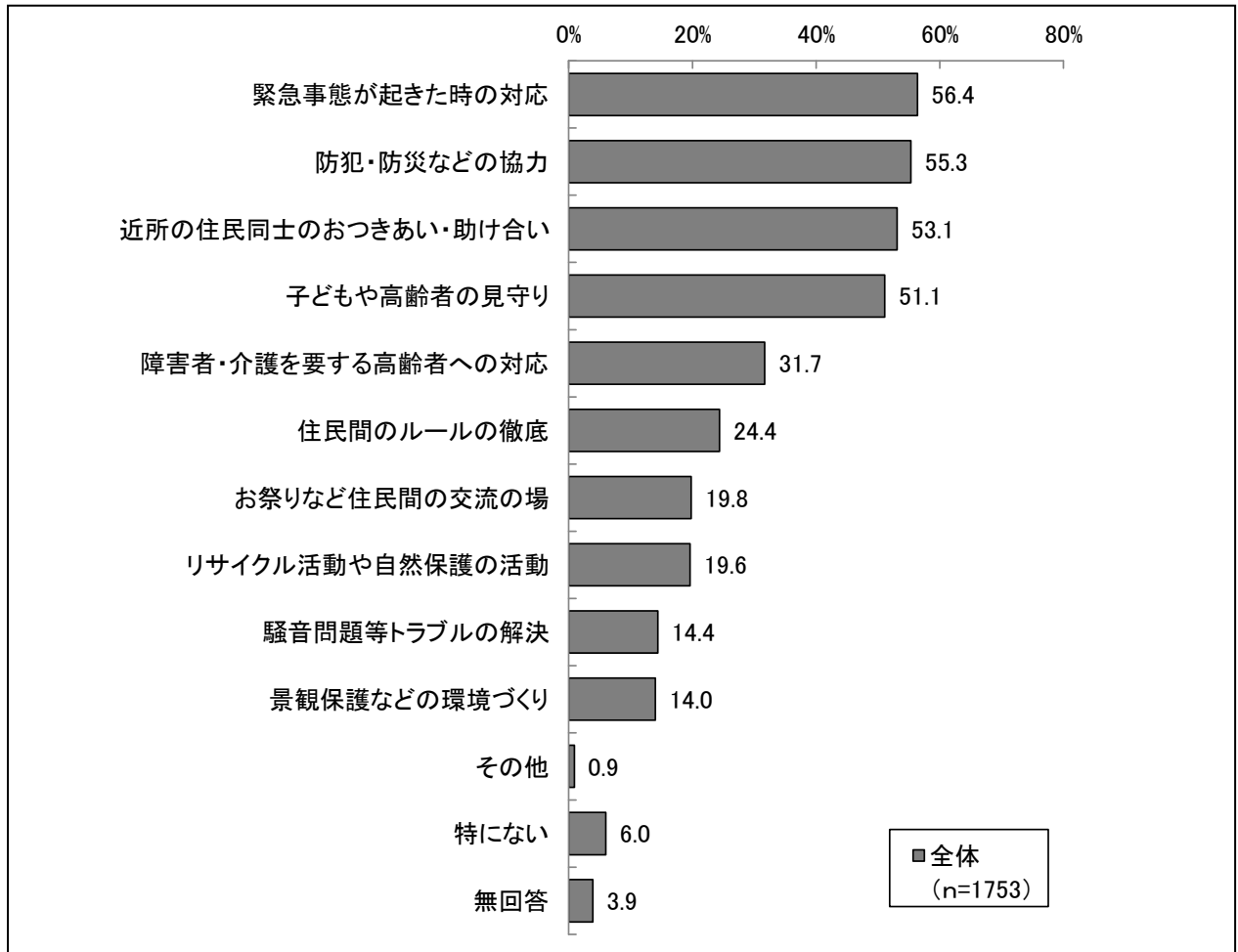
●地域で手助けできると思うことは、「安否確認の声かけ」(61.1%)が6割●



今後、近所との付き合いの中で手助けできることでは、「安否確認の声かけ」(61.1%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(48.5%)、「話し相手」(44.1%)、「買い物の手伝い」(32.2%)、「高齢者などの見守り」(31.5%)となっている。

地域社会の役割で期待すること

●地域社会の役割で期待することは、「緊急事態が起きた時の対応」(56.4%)が最多●

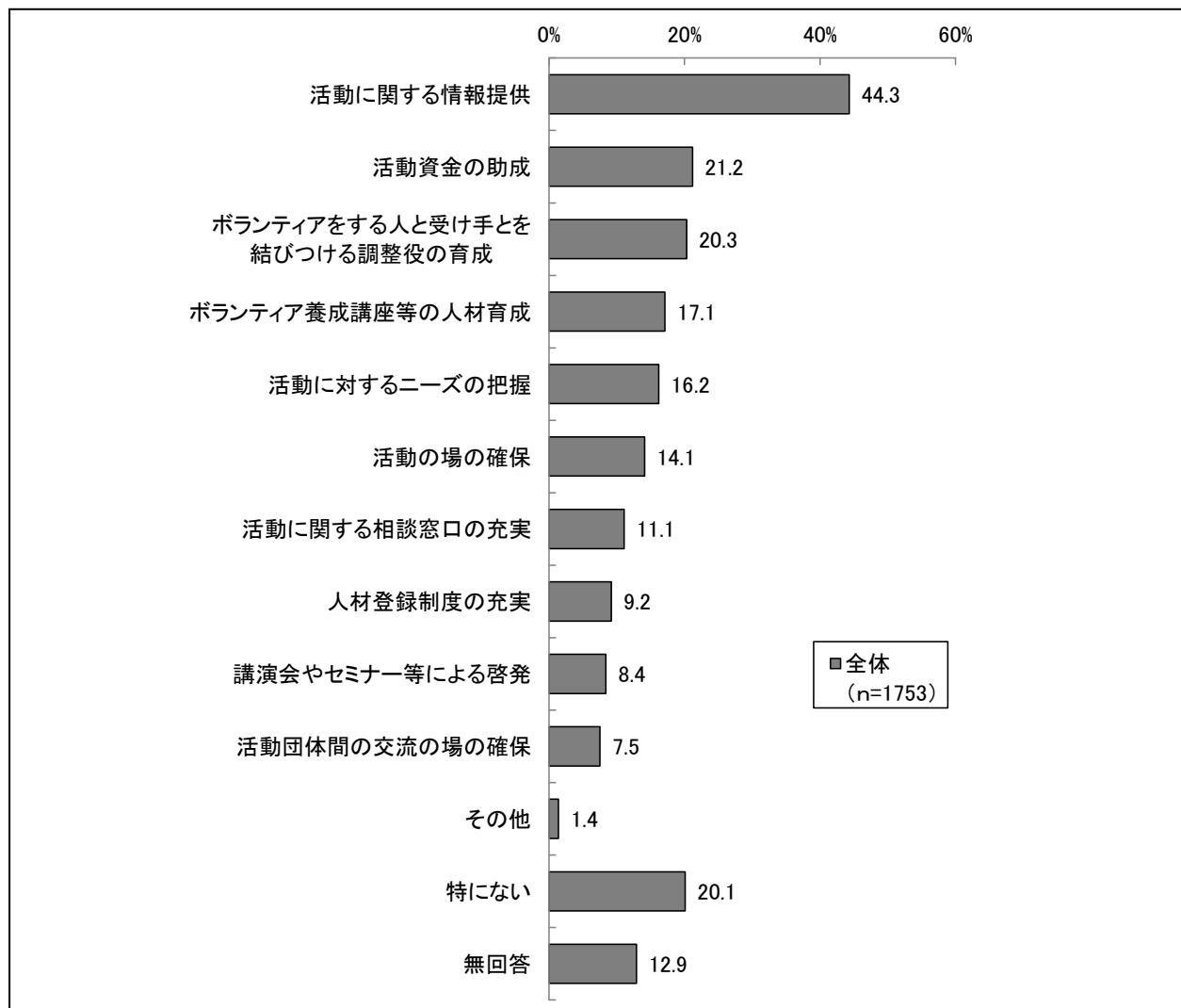


地域社会の役割で期待することでは、「緊急事態が起きた時の対応」(56.4%)が最も多く、次いで「防犯・防災などの協力」(55.3%)、「近所の住民同士のおつきあい・助け合い」(53.1%)、「子どもや高齢者の見守り」(51.1%)、「障害者・介護を要する高齢者への対応」(31.7%)となっている。

地域福祉に対する意識や活動について

ボランティア・NPO活動を活性化するために筑後市に必要な取り組み

- ボランティア・NPO活動を活性化するために必要な取り組みは、「活動に関する情報提供」(44.3%)が最多●

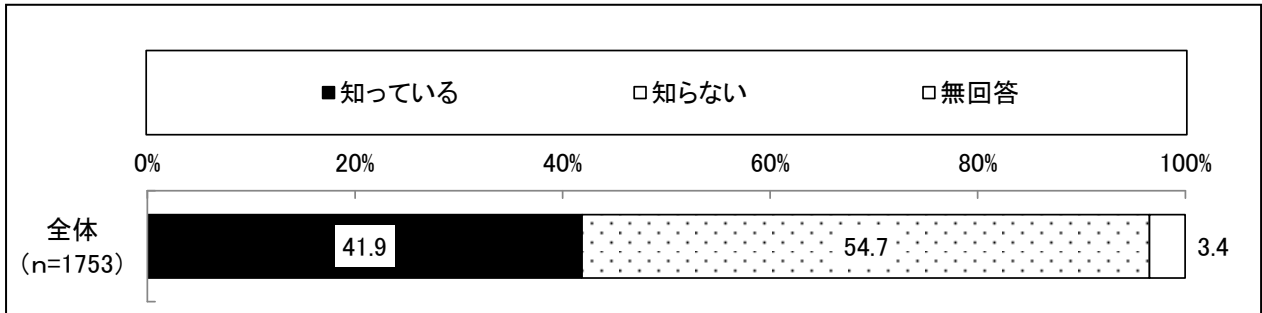


ボランティア・NPO活動を活性化するために必要な取り組みでは、「活動に関する情報提供」(44.3%)が最も多く、次いで「活動資金の助成」(21.2%)、「ボランティアをする人と受け手とを結びつける調整役の育成」(20.3%)となっている。

福祉施策全般について

地区担当の民生委員・児童委員の認知状況

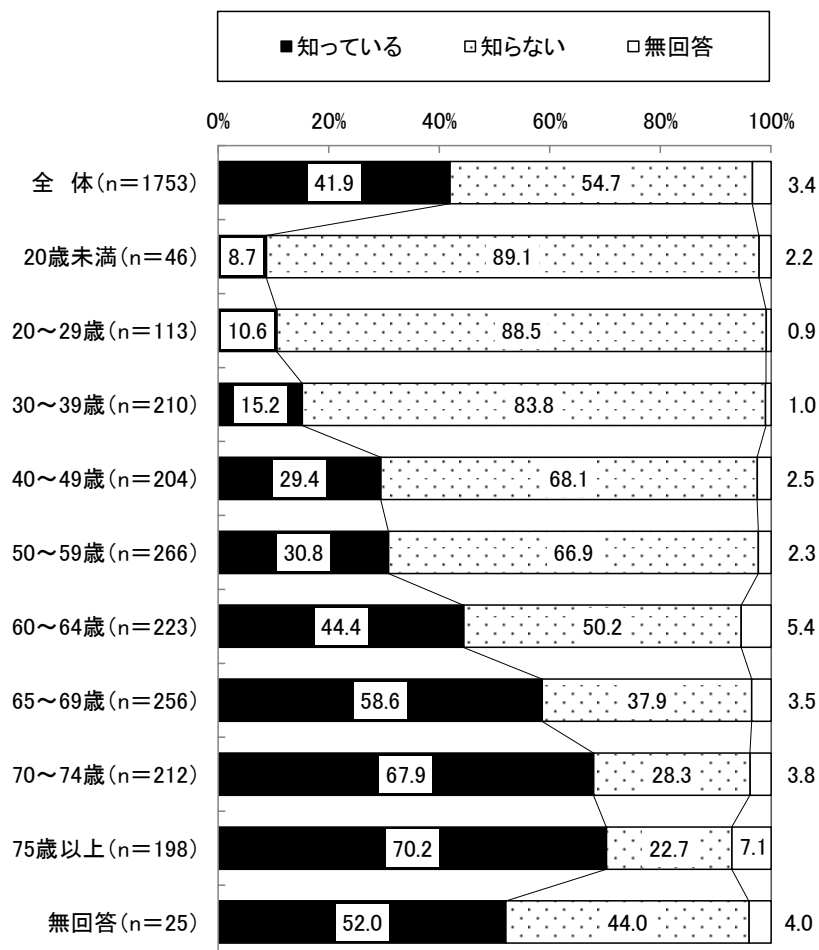
●地区担当の民生委員・児童委員を「知らない」(54.7%)が過半数●



地区担当の民生委員・児童委員を知っているか質問した結果、「知らない」が54.7%を占めており、「知っている」は41.9%となっている。

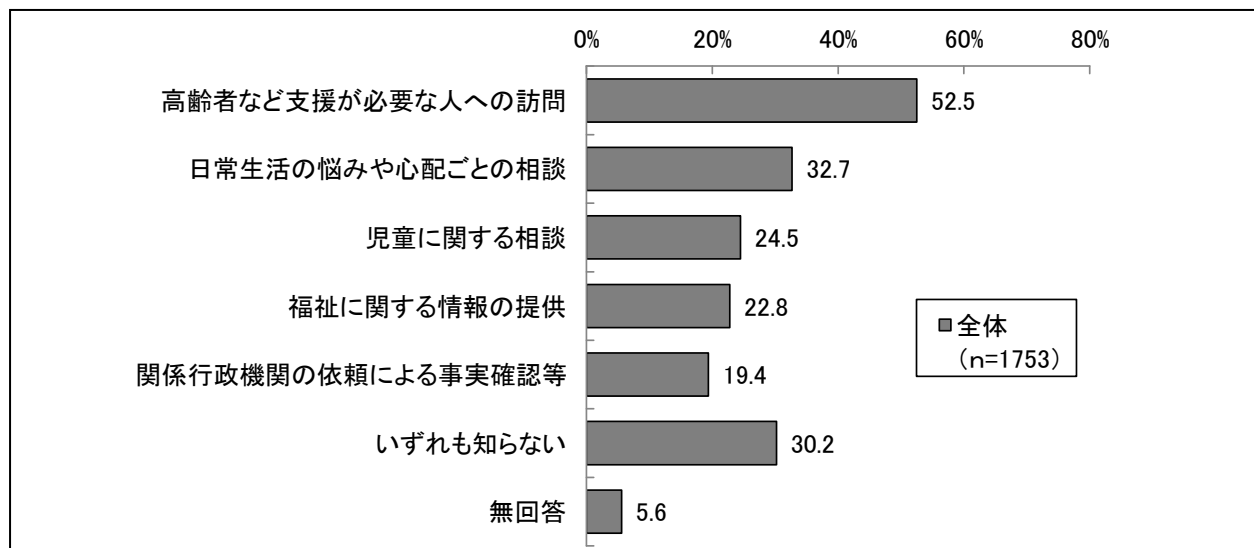
これを年齢別にみると、高い年齢層ほど認知度が高くなる傾向にあり、「知っている」の割合は、20歳未満では8.7%であるのに対し、75歳以上では70.2%となっている。

(年齢別クロス集計結果)



民生委員・児童委員の活動で知っているもの

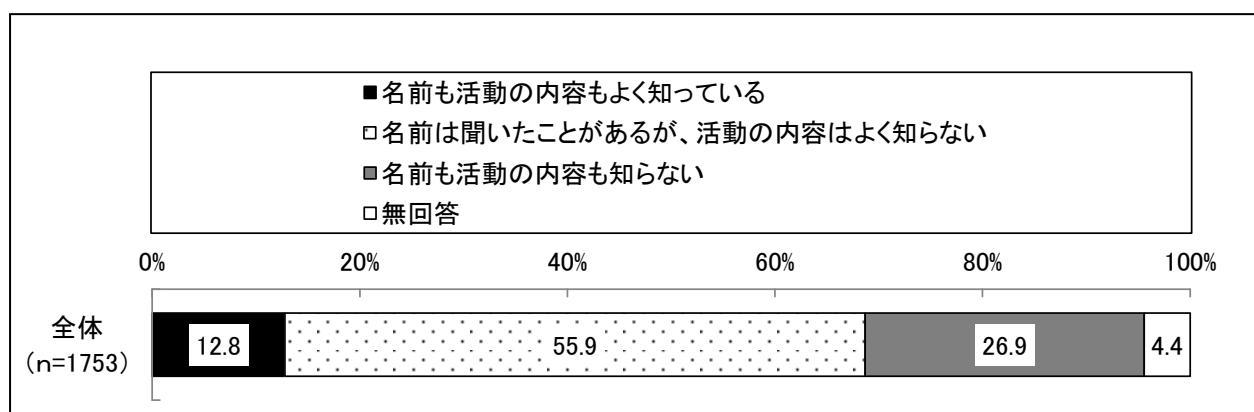
- 民生委員・児童委員の活動で知っているものでは「高齢者など支援が必要な人への訪問」(52.5%)が5割●



民生委員・児童委員の活動で知っているものでは、「高齢者など支援が必要な人への訪問」(52.5%)が最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(32.7%)となっている。

筑後市社会福祉協議会の認知状況

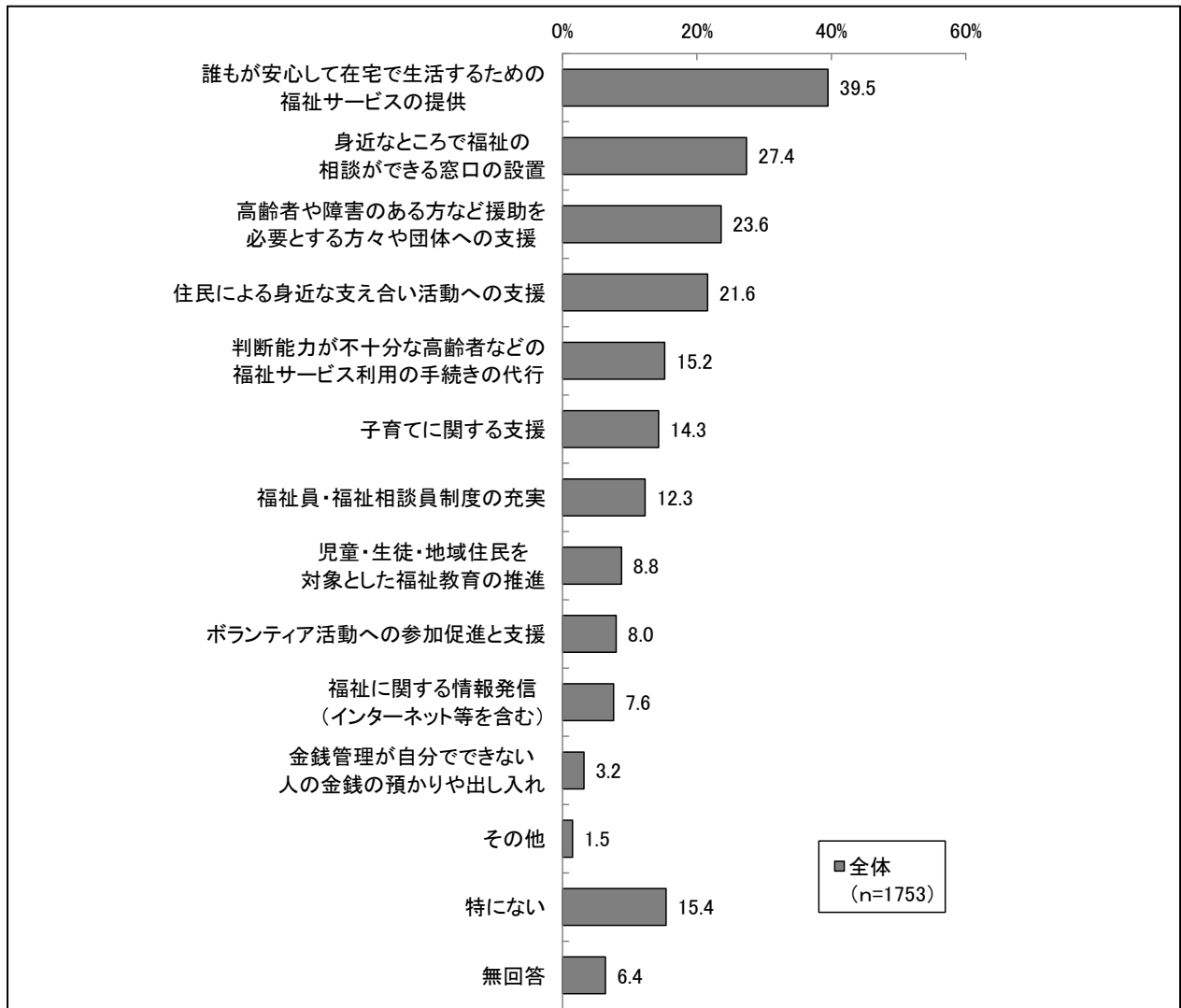
- 筑後市社会福祉協議会は、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」(55.9%)が過半数●



筑後市社会福祉協議会を知っているか質問した結果、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」(55.9%)が過半数を占めており、「名前も活動の内容も知らない」は26.9%、「名前も活動の内容もよく知っている」は12.8%となっている。

社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいこと

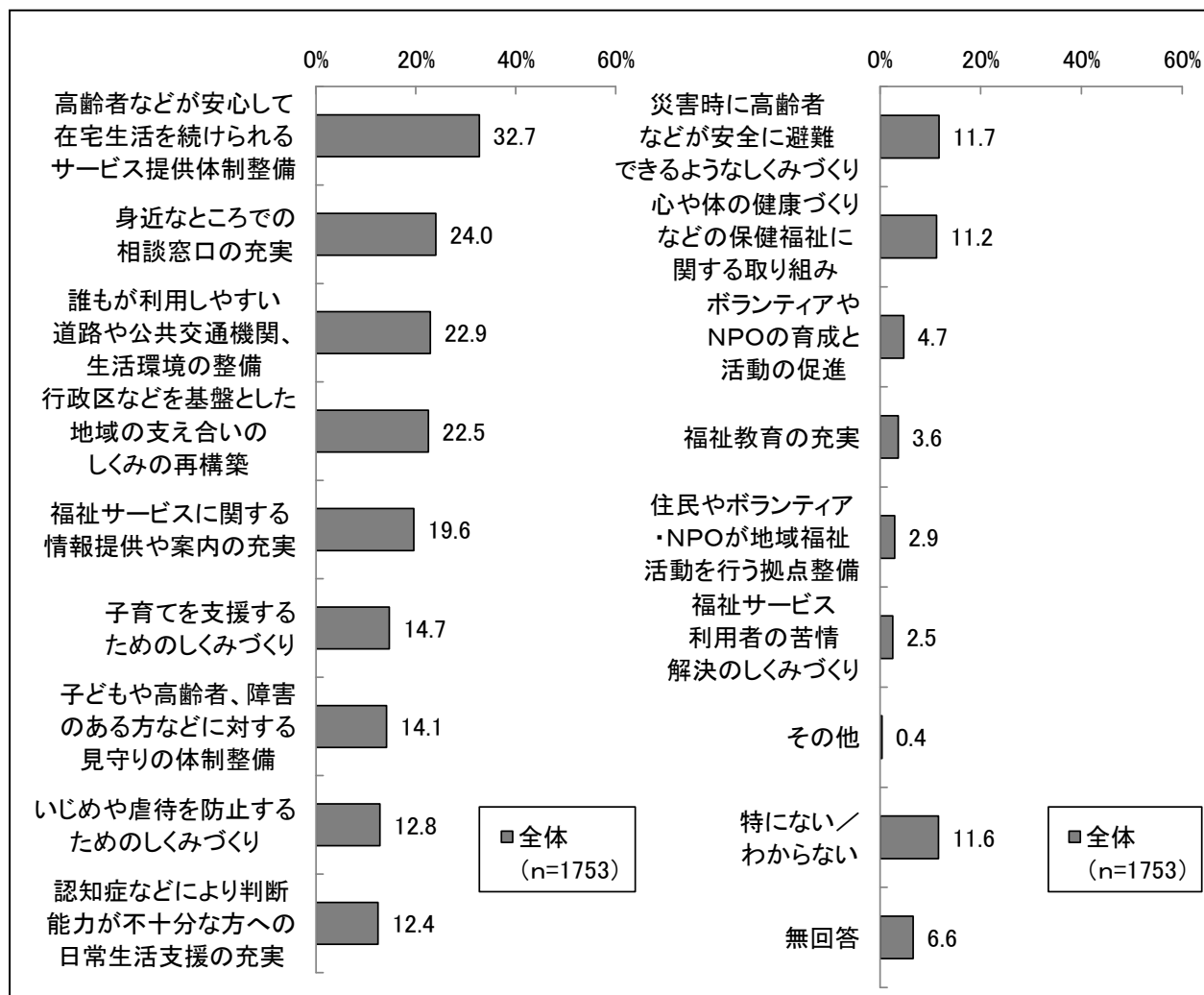
●今後、社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの提供」(39.5%)が最多●



社会福祉協議会の活動・支援で充実してほしいことでは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの提供」(39.5%)が最も多く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口の設置」(27.4%)、「高齢者や障害のある方など援助を必要とする方々や団体への支援」(23.6%)、「住民による身近な支え合い活動への支援」(21.6%)となっている。

筑後市が優先的に取り組むべき施策

●今後、地域福祉の基盤整備のために、筑後市が優先的に取り組むべき施策は、「高齢者などが安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制整備」(32.7%)が最多●



今後、地域福祉の基盤整備のために、筑後市が優先的に取り組むべき施策では、「高齢者などが安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制整備」(32.7%)が最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」(24.0%)、「誰もが利用しやすい道路や公共交通機関、生活環境の整備」(22.9%)、「行政区などを基盤とした地域の支え合いのしくみの再構築」(22.5%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(19.6%)となっている。

(2) ワークショップの結果から

筑後市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に先立ち、地域の福祉課題抽出と、その解決に向けた取り組みについて、住民が主体となって協議し意見を聴取、その結果を計画の中で推進する自助、互助・共助、公助による取り組みに反映することを目的として実施しました。

① ワークショップ実施概要

少人数のグループ別協議を通して、地域の現状と課題、この解決に向けた取り組み（自助・互助・共助・公助）について、意見をいただきました。

【ワークショップ全体の流れ（全2回）】

第1回 [11月19日（木）19～21時]

- ★「地域福祉計画・地域福祉活動計画」やワークショップの内容を理解する
- ★グループ別に参加者同士が知り合う（自己紹介・リーダー決定）
- ★筑後市の地域を取り巻く課題を考える

《次回までの宿題》

課題の解決策（住民一人ひとり・地域・行政が取り組むべきこと）を考えてくる



第2回 [12月3日（木）19～21時]

- ★課題の解決策を考える（住民一人ひとり・地域・行政が取り組むべきこと）
- ★グループ別発表・全体での意見交換

② ワークショップの結果概要

【羽犬塚中学校区】

項目	地域の現状	
	良い点	問題点・課題
近隣・地域活動 (地域のつながり)	<ul style="list-style-type: none"> ・今なお、向こう三軒両隣というような制度が残っている。 ・安全で安心して暮らせる町である。 ・子どもの見守り。登校・下校、校区役員、長寿会。 ・子育てサロン。 ・世話ずきが多い。 ・デイサービスの手伝いに男性がかなり多い。 ・デイサービス月1回。 ・通学路を30kゾーンにします。 ・若いお父さんから、地域のために何かやりたい、情報が欲しいと聞かれた事がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域活動の)担い手がいらない ・高齢化して、道路愛護等参加が少なくなっている。 ・高齢で隣組長をできない人が増えた。 ・子どもの通学時の見守りをする人が高齢化して、人が少なくなっている。 ・学校で「子ども会に入りますか」、「子ども会からの情報は必要ですか」、というようなアンケートがとられた。子ども会へ入る人が少なくなってきた。 ○地域の情報について ・アパートが増えて地域の行事への参加がない。 ・商店・自営業が多く、ボランティアが少ない。
子ども・子育て	—	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士の交流が少ない。 ・自転車で外出できない。 ・子どもの躰に疑問を感じる。親がだまって見ていて注意をしない。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお年寄りには、個人にあったデイケアを受けていて、安心できている。 ・隣組の中の高齢者を、担当を決めて見守りをしている。 ・一人暮らしの高齢者のみまもり。担当者を決めて。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の息子と認知症の親の世帯。 ・独居老人への関わり方。なかなか深く立ち入ることができない。 ・(情報)高齢者一人暮らしを把握出来ていない。
安全・防災	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所に行けない。
ひきこもり	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者が孤立して家を閉めきり、人と会わない。会えば文句ばかり言う。人が相手にしなくなった。 ・ひきこもりの人への対応がどうすれば良いか分からない。
環境	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルール違反。

【筑後北中学校区】

項目	地域の現状	
	良い点	問題点・課題
近隣・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉員の活動が良く、高齢者の見守りが出来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者の地域への交流が少ない。 ・アパートの住人との交流がない。
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスに小学生の4・5年生の手伝い(年5日)あり。 ・低学年との交流有り。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子ども達との交流が少ない。 ・子どもの遊び場がない。 ・歩道が狭いので、歩道を広くしてほしい。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会と年2回デイサービスをすする。 ・老人会の組織が充実。つながりが出来ている。 ・デイサービスがあることで、ひきこもりの人が少ない。 ・デイサービスが月1回実施。充実している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が時間を間違っ夜徘徊。保護者(息子)に注意しているが、なかなか ・一人暮らし生活者が多い。 ・高齢者の認知症が目立つようになっている。
安全・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・天災が少ないので、良い地域だと思う。 ・見守り当番制。4組にて学童下校時の見守り。欠の場合は次の者へと各組2名参加している。 ・安全・防災は校区民の取り組みあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が目立つようになった。防犯上、防災上問題。 ・空き家が多くなっている。安全面で不安に。
買物	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニも近くに3店、スーパーも1kmの場所に2店あり便利。 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物が遠く、高齢者が大変である。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・倉目川を守る会を発足した。水をきれいに。事業所への呼びかけ(松原校区)。 ・西牟田は災害(水)が少なく、住みやすい。 ・毎年9月に、通学路の安全確保に障害となる物の除去(整備)をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車を運転出来る年齢までは良いが、それを越すと外出が出来ない(熊野区)。 ・区内に店、病院がない。
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・11/1よりコミュニティバスが走る様になり、年寄りの足となっていくものと思えます(行政・病院・買い物)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路が遠く、危険。 ・路線バスは1日3本。高齢者には不便。

【筑後中学校区】

項目	地域の現状	
	良い点	問題点・課題
地域活動・近隣	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブと地域のこどもと一緒に(13名)グラウンドゴルフを行っている等、交流ができています。 ・地域行事にはよく参加してくれる。主に高齢者の参加です。 ・文化祭を実施している。 ・花づくりをしている。 ・ふれあい(交流)グラウンドをつくった。 ・隣組がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事に若い人の参加が少ない。 ・コミュニティーの問題 ・一人暮らしのセキュリティー ・高齢女性が多い。集落で6名。 ・女性の1人暮らしがおられる。 ・アパートが多くなり、区のまとまりが無い。 ・ひきこもり。
子ども・子育て		<ul style="list-style-type: none"> ・結婚できない若い人が多い。 ・小学校の区域が自由区である。 ・高齢者と若い人との交流が少ない。 ・子どもが少ない。 ・シングルマザーが増えた。
高齢者		<ul style="list-style-type: none"> ・介護の問題。シングル介護。 ・認知症の徘徊。
安全・防災		<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時に、信号をさけて生活道路・通学道路に入って来る車両が多い。 ・防災無線が聞こえづらい。
買物	・福祉バスの利用	



(3) 地区関係者ヒアリングの結果から

各地区（校区）の役員の方々から地域課題について意見を頂きました。以下はその概略をまとめたものです。

	意見の概要
地域の特徴及び問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・古川校区は高齢者が多い。高齢化率は市内で最高。 ・校区7行政区で地域デイサービスは全区年10回以上開催している。福祉活動は活発。 ・交通については、溝口3区でかなり不便（公共交通なし）。コミュニティバスについて実施を目指すも賛成少数で見送り。3年後を目標にしている。 ・2区（水洗、下妻、古島校区）では、まだ比較的三世代による生活形態が残っており、そのため地域の人と人との繋がりがまだ強かったり、子どもたちの教育にも良い環境がある方だと言える。 ・交通機関に関しては、水洗地区を除けば（下妻、古島）公共交通機関はなく、高齢社会になっている状況下では不便さが増している。 ・ある校区で高齢者の自動車運転による事故が発生し、大事には至らなかったがこのような事故は今後続出すると考えられる。早めの免許証返納を勧めた方が良いが、一番障壁になるのは高齢者本人の病院通い、日常生活の買い物ができなくなることである。その解決のひとつには福祉バスの運行、生活必需品の訪問販売などがある。 ・公民館活動が活発である地区では、公民館サークルが8つ位あって、高齢者が集まれる場となっている。これは、地域の見守りの一助になっていると思う。 ・デイサービス又は“さんかく塾”が各行政区に広まっており、特に“さんかく塾”は毎週実施されるので、和気あいあいの中で互いの健康確認や近況把握ができていていると思う。 ・校区コミュニティによる防災委員会の立ち上げで、要援護者への対応がスムーズに出来るように、行政役員や隣近所のコミュニケーションを図っている。 ・行政区の中の一区ではサロンがほとんど毎日開かれていて、お年寄りの集まれる場所とボランティアによるお茶提供等、交流の場がある。 ・クリークやビニールハウスが多いので、児童の登下校の見守り活動（児童がいない行政区も協力して）を行い、児童への日常的な挨拶、声かけができている。 ・行政区の中には、10年以上前から毎月2回、区独自の広報を出している区がある。区の行事や動き等が写真入りで載せられていて、区民に定着している。 ・（筑後）長浜は行政区が広く転入者も多いので、住民同士の結び付きが弱い。 ・（羽犬塚）都市型なので住民同士の結び付きは全体的に弱いですが、上町や徳久地区はうまくいっているようだ。 ・（水田）地域行事は活発だが、若い人の参加が少ない。

	意見の概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の特徴及び問題点・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(筑後北) 市役所などの公共施設が遠く不便である。北部地域交流センターの完成が待ち遠しい。 ・(古島) 団地ができて地域の状況が変わったが、転入者も地域の人たちと馴染んできた。 ・西牟田校区では、福祉バスを要望される方もいる。しかし今のところ配達サービス(羽犬塚商店街)などを利用して、それでも無理だった場合に福祉バスなどを考えてみればいいと思う。 ・寂しくても、絶対に地域デイなどに参加されない人がおられる。その方を誘うのは無理である。それでこちらから話に出かけるが、そうするといっぱいおしゃべりをされて、嬉しかったと言われる。 ・福岡市などと比べると、結び付きは強い。 ・地域の役員のなり手が少ない。 ・アパートが増えて、隣組長がいないところがある。 ・毎年夏祭りやグラウンドゴルフ大会を実施するとともに、ふれあい農園を運営するなど地区活動はかなり積極的である。ただ、行事がややマンネリ化している。 ・JR羽犬塚駅、高速八女インター、市役所等にも近く、交通機関・公共施設などの生活利便性は高い。 ・国道209号線の交通渋滞がかなり発生している。 ・筑後校区は、居住性・買い物など交通の便もよく環境はよい。 ・ごみ出しでルール違反がある。 ・河川、水路が汚れている。 ・公共交通について(コミュニティバスの運行等)検討が必要。 ・高齢化は今後も進んでいくと思う(かなり急速に)。 ・少子高齢化、これに伴う地域の結びつきの一層の低下など。これは全国的な傾向であり、核家族、農業形態の変化(家族、親族、地域で行っていた農業ではなくなった)、IT技術の進展、食・住の変化などが要因としてある。そのために子どもの教育への影響、また、人と人とのつながりが薄れていることから災害時の避難の問題、高齢者の居場所がない、孤独死、子育てへの悩み、虐待などいくつものことが重なっている。 ・1人暮らし、2人暮らしの高齢者家庭が年々増えており、今後も増えていくと予測される中、ゴミ出し、買い物など日常の生活がスムーズに出来なくなることへの不安の声を聞く。 ・1人暮らしの高齢者と毎日話す中で、民生委員としてどれだけ支援できるか。地域とどう関わっていくか、先が見えない部分が多くて悩む。 ・できるだけ多くの人に関わって欲しいと思う反面、相談者のプライバシー保護があるのでその兼ね合いが難しい。又、名簿に載ってこない家庭からの相談はかなり深刻な案件が多く、その対応の仕方に悩むことが多い。

	意見の概要
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・(筑後) 子ども会への入会者は1/3 ぐらいになっている。 ・(羽犬塚) 小学校が定員より1名足りなくて、1クラス減っているので大変そうだ。子ども会の入会者が少なく、成り立たなくなっている。 ・(水田) 野町行政区が、小学校の学区が自由区なのでコミュニティの行事が大変やりにくい。 ・(筑後北) アパートの住人・転入者との交流が少ない。 ・(古島) 団地ができた当初は小学校でのトラブルがあったが、近頃はそういうこともなくなっている。 ・(全体) 見守り活動などのなり手が少ない。 ・空き家、それと高齢者のみの家庭(世帯)が増加していくと思う。 ・今後人口減少が懸念される。 ・近所に未婚の男女が多く、出会いの場が少ないのではないか。 ・人口減少は、市外への進学や就職が大きく影響していると思われるので、大学や企業誘致に努力すべきである。 ・年々高齢化率は上昇しており、今後は高齢者の見守りなどが懸念される。 ・市の財政的支援を、少し高齢者から若い子育て夫婦に移すべきである。 ・地域活動等の活発化により、地域の結びつきをより一層高める必要がある。
今後必要な取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの具体化が必要(社協、市の担当部署の協力がより必要になる)。 ・福祉も教育も、大事なことは「地域づくり」と云われる。子どもの教育は、子ども1人に対し大人20人ほどが関わって成り立つ。しかし、現在は学校の先生と親のみの2~3人しか関わることができない。あとの17~8名分を補うのは地域である。 ・民生委員、福祉員、福祉相談員、老人会の連携の大切さは行政区独自ではなく、校区コミュニティ全体で互いに確認し、協力体制を強化していくことが必要と思う。 ・福祉バス等その他行政からのサポートが必要な案件について、実現のための要望をとりまとめ、意見を出していくリーダーシップが求められると思う。 ・防犯パトロールの帽子やジャンパーを、散歩中でも着用する。 ・エンジョイ広場など、子どもの居場所作り。 ・災害時の避難場所について、台風の時、北校区は北小体育館だが、地震の時はサンコアになっていた。何で近くの体育館ではいけないのかという意見が出た。 ・一人暮らし高齢者を定期的に訪問し、見守りをしている。 ・通学路に立ち小・中・高校生の見守りをしている。 ・自治会等の組織について周知を進め、役員の若返りを図るべきである。 ・他市町村社協での先進的な施策を調査し、筑後市社協で出来るものを見習うべきである。

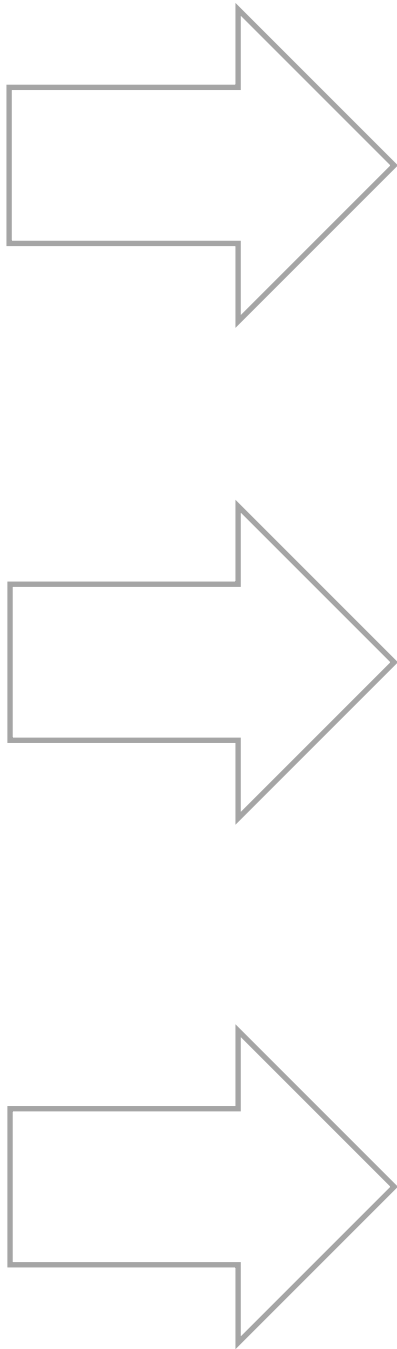
	意見の概要
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に策定された教育大綱に基本方針があり、「基本方針を推進するため、学校、校区コミュニティ協議会、社会教育団体等との積極的な連携を図ります」とあった。誰が、いつ、どういう形でその連携を図るか、具体的な策、実現策を見出さなくては絵に描いた餅になりかねない。 ・今年も6月～7月にかけて、社会福祉協議会で「福祉活動実践者座談会」が各校区で開催される。内容は高齢者の見守り活動、認知症との関わり、引きこもり、子育ての悩みなどである。この校区ごとの座談会は始まって数年になるようだが、地域づくりとして校区民関係者がこんなに真剣に議論することができるのは、他に例がないと思っている。 ・市役所の高齢者支援課、子育て支援課、地域支援課、学校教育課、どこも地域づくりが大切という視点で、社会教育委員のメンバーによる議論が起きている。そのため、各課接点があるときだけの連携でなく、もっと抜本的な繋がりをもっておくべきことから、各課と話をしながら勉強会をしていくことになっている。画期的な試みと思うし、今後の展開を期待している。 ・校区コミュニティ協議会設立の目的は、どうやって地域づくりを確立していくかである。誰が地域づくりをするかについては、社会教育団体、福祉関係団体すべてが総当たりで進めることと思っている。 ・校区コミュニティができて、福祉員、福祉相談員、民生委員・児童委員の顔合わせと現状報告はしているが、年に1回では浸透、実働とまではいかない。繋がり大切さ、連携の必要性など、社協、市からの学習会などの定期的な開催が必要だと思う。 ・民生委員は、1人暮らしの高齢者を中心に毎月個別訪問をしており、何か相談があれば直ちに対応することを心がけているが、もっとゆっくり親身になって話を聞くことや、日常的な声かけが不足していると思う。 ・年に1回高齢者実態調査をして提出しているが、特に気になる世帯について、市での把握と検討、その後の関わりなど担当民生委員に連絡してもらおうと、その後の活動の参考になると思う。 ・市役所がコミュニティなどにいろんな事業を依頼してくるが、そのすべてに対応できない。 ・市役所内の各課の横のつながりが悪いのではないか。 ・市は、未就学児がどの保育所・幼稚園に通っているのか、あるいはどのような環境で育てられているか把握しているのか。 ・民生委員の多くが60代、70代で、高齢者が高齢者を見守る状態である。3年ごとの委員の欠員を探すのが大変。若い人は働いていて出来ない。退職された方にもお願いしても、今まで働いてきたのであとは自分の好きなことをしたいと断られる。

意見の概要	
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会、行政区、校区民会議、校区福祉会、元気っ子クラブ等の役員を兼務している。もう少し組織を統一し、役員の任務を簡素化すべきである。 ・社会福祉協議会で民生委員・児童委員交代時の引継書を様式化していただきたい。 ・人口減少を防止するため、大学や企業の誘致を促進していただきたい



【地域福祉の課題抽出・整理】

項目	課題	必要な取り組み
近隣・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化の進行 ○地域の結びつきの希薄化 ○区への加入減少 <ul style="list-style-type: none"> ⇒子どもの減少 ⇒若年者層の減少、参加者の減少 ⇒高齢者と子どもの交流が少ない ⇒地域活動の減少、担い手の不足 ○転入者との交流が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の結びつき再生 ■地域活動の基盤整備 ■活動の担い手発掘・育成
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 【子ども・子育て】 ・少子化、核家族化 ・子育ての問題 <ul style="list-style-type: none"> ⇒預け先、居場所 ⇒相談先 【ひとり親】 ・ひとり親家庭の増加 【高齢者】 ・高齢者の問題 <ul style="list-style-type: none"> ⇒独居者 ⇒緊急時対応 ⇒日常生活支援 ⇒介護予防 ⇒認知症対策 【障害者】 ・障害者の問題 ○困りごと対応 ○ひきこもり 	<ul style="list-style-type: none"> ■権利擁護事業 ■社会福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援 ・ひとり親の支援 ・高齢者福祉 ・介護保険制度 ・障害者福祉 ■生活困窮者支援事業 ■相談支援
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応 ○防災・減災対策の必要性 ○高齢者等を狙った犯罪 ○空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時要援護者等の見守り ■災害時避難体制 ■防犯・防災対策 ■空き家対策
日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物の不便さ ○交通が不便、移動手段が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活支援 ■移動支援 ■買い物支援



<p>筑後市地域福祉計画 筑後市地域福祉活動計画で 目指すこと</p>	<p>具体的な取り組み</p>
<p>◇地域福祉活動の基盤整備 ◇地域福祉活動への 参加促進 ◇地域福祉活動の担い手 育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の設置・ 運営支援 ・地域福祉に係る意識啓発 ・地域福祉活動の担い手 発掘・育成
<p>◇団体・活動間のネットワ ーク強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体間の連携推進 ・交流機会・場の支援 ・情報提供
<p>◇地域福祉活動の推進 ◇安全・安心の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・見守り体制の強化 ・福祉サービスの 適切な利用促進 ・権利擁護体制の充実 ・災害時支援体制の確立

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は、総合計画等の上位計画や、社会福祉協議会の活動方針等を参考に、筑後市が進める地域福祉の基本的な考え方を定めます。

【基本理念】

協働による福祉のまちづくり

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、「基本目標」を設定し、住民、地域（社会福祉協議会）、行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。

基本目標1 支え合いの意識と人づくり（意識啓発・担い手の発掘・育成）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、住民自らが地域の生活課題を見つけ、自らが解決していこうという意識の形成が必要であり、また、具体的に実行に移す担い手の養成が大切です。

その実現に向け「支え合いの意識と人づくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

基本目標2 協働のしくみづくり（支え合いのしくみづくり）

地域福祉の推進のためには、地域の組織的な活動や、個々の地域住民による福祉活動やボランティアなどの活動が相互に連携し、問題解決に向けた取り組みを実践することができるしくみを作り、それを活性化していくことが不可欠です。

そのために、「協働のしくみづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり（福祉に関する環境整備）

地域で安心して暮らし続けるためには、行政サービスをはじめとした公的機関による解決機能と、地域住民や地域の組織などによる、地域における解決の仕組みが効果的に連携して課題を解決していく基盤をつくることが重要です。

そのために「安心して暮らせるまちづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

3. 重点課題

（1）生活困窮者自立支援

国の指針では、地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に、生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記することとされています。

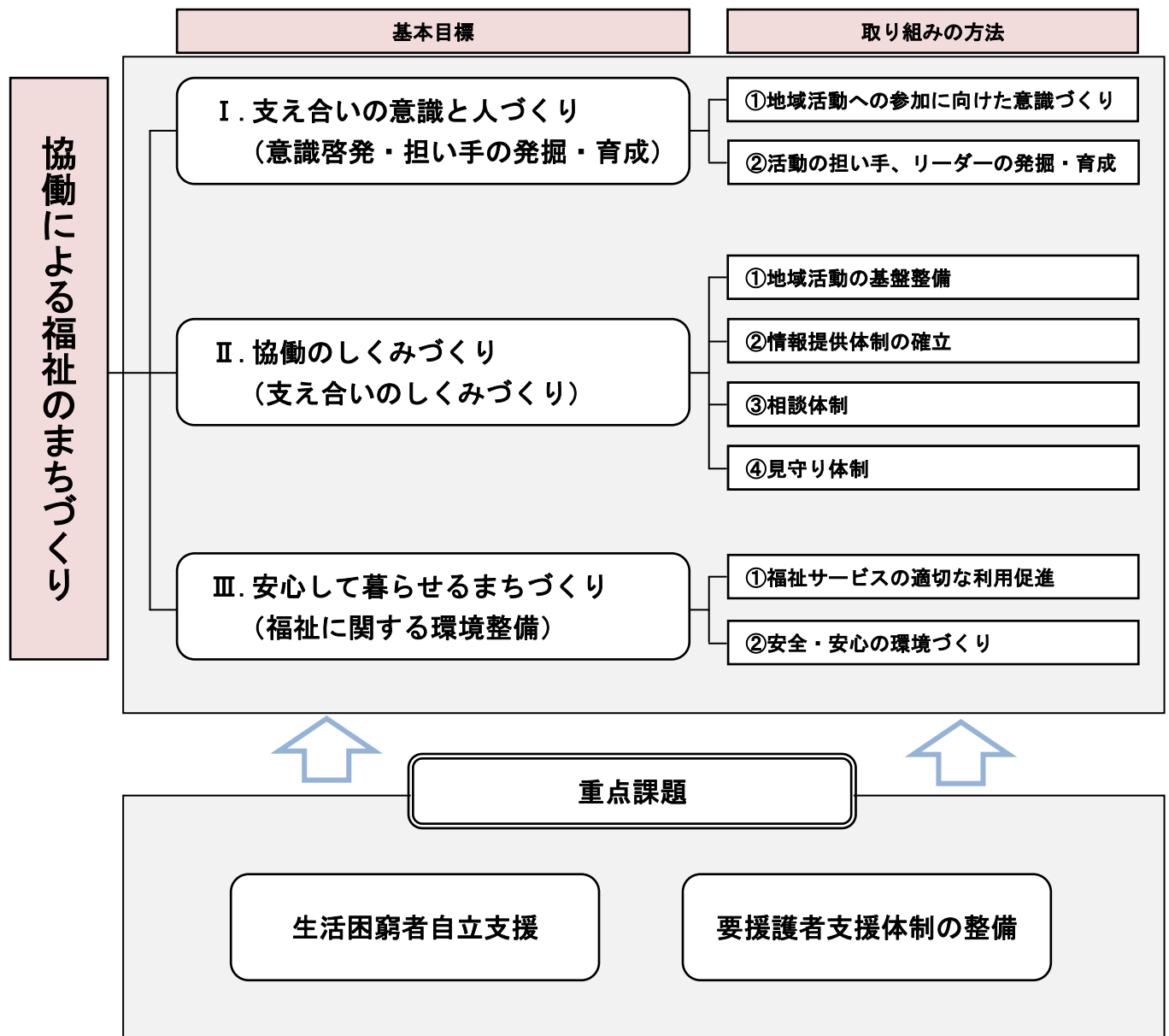
本計画では、この趣旨に鑑み、生活困窮者の自立支援制度に基づく施策の整備・充実を重点課題の1つとします。

（2）要援護者支援体制の整備

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、国の指針では、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められています。これにより、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされており、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものとなります。

よって本計画では、この要援護者支援に関する取り組みを、重点課題の1つとします

4. 計画の体系

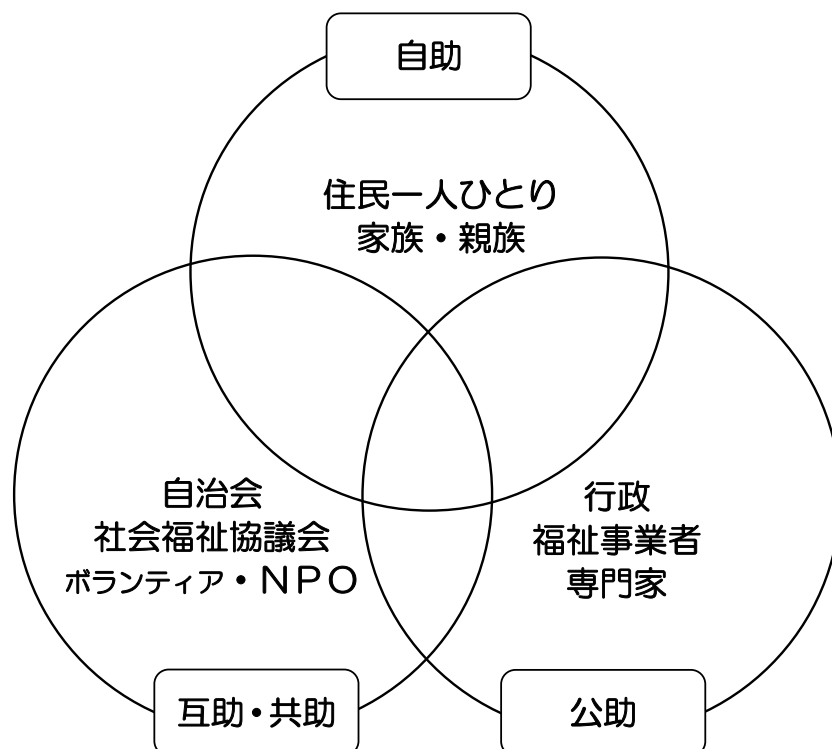


第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

本計画の推進にあたっては、各種現状分析をもとに抽出された地域の課題に対し、行政だけでなく、地域を構成する住民、地域組織、福祉事業者、社会福祉協議会等が協働して取り組む必要があります。

計画第4章では、「自助」、「互助・共助」、「公助」の視点から、各主体ごとの取組みと、筑後市役所の役割（筑後市地域福祉計画）、筑後社会福祉協議会の役割（筑後市地域福祉活動計画）を整理していきます。

区 分	概 要
●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】	住民一人ひとりに期待される役割
●互助・共助 〈地域や関係団体、 社会福祉協議会等〉 【地域ぐるみで取り組むこと】	行政区等の地域組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の福祉全般に関わる団体、高齢者、障害者、子ども等の個別の分野の関係団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、その他の企業・事業所等、地域にある様々な団体・組織等に求められる役割
●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】	行政としての役割



I. 筑後市地域福祉計画

基本目標1 支え合いの意識と人づくり（意識啓発・担い手の発掘・育成）

【現状と課題】

地域福祉を考える上で最も基本的な単位となるのは、家族、そして日常的な近隣の人たちとの結びつきになります。近年は少子高齢化の進行に伴い、核家族化の進行、高齢者世帯または独居高齢者の増加等により様々な問題や課題などが顕在化しており、身近な近隣での福祉にかかわる協力、支え合いはより重要になっています。

これに対し、本計画の策定に先立ち実施した市民アンケートやワークショップ、団体ヒアリングの結果などからは、活動の担い手が不足または高齢化している、地域によって活動に差がみられ、若い人の参加が少ない、住民同士の結びつきが弱い地区も存在するといった実態も見受けられました。

このことから、今後は、様々な機会を通じて、地域で支え合うことの重要性が、すべての住民に浸透していくよう努め、また、住民一人ひとりが地域を構成する一員として、近隣の人たちとの相互の支え合いや助け合いに参加し、地域の福祉課題を地域の力で解決しようという意識の醸成と担い手の育成を図っていく必要があります。



1. 地域活動への参加に向けた意識づくり

身近な人たちとの結びつきを強め、地域活動の存在と重要性を一人一人が認識し、活動への参加を進めていきましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○身近な近隣や地域の方々に、進んであいさつや声かけをしましょう。</p> <p>○地区活動や校区コミュニティ活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○地域でのあいさつ・声かけを積極的に進めましょう。</p> <p>○行政区や校区コミュニティでは、組織の意義について周知を図り、加入を促進しましょう。</p> <p>○行政区、校区コミュニティ活動への参加を推進しましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○職員に対し、市民との協働についての理解を促進します。</p> <p>○地区活動、ボランティア活動に参加している職員の割合を増やします。</p> <p>○市職員が関係団体の会議や活動の場に参加し、情報提供や支援に取り組みます。</p> <p>○関係団体の活動情報の提供や、活動費助成等の支援を行います。</p>
<p>筑後市役所の関連事業</p>	<p>■校区コミュニティ協議会への支援</p>

【市の関連事業】

事業名	概要	担当課
校区コミュニティ協議会への支援	<p>①担当者の配置 校区コミュニティ協議会設立に向けた準備段階より、地域支援課担当職員がサポートします。また、協議会の設立後は、担当者を置き活動を支援します。</p> <p>②校区コミュニティ協議会交付金の交付 協議会の事務費用等を交付します。</p> <p>③活動拠点の確保 活動拠点には、電話・パソコン・印刷機など地域で利用できる事務機器を整備します。</p>	地域支援課

【校区コミュニティ協議会について】

～校区コミュニティ協議会を核とした活力あるまちづくり～

筑後市では、多くの人たちに「筑後市に住みたい」「筑後市に住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを進めています。そのためには、市民の生活に身近な課題に対して、行政だけではなく、行政区や子ども会・老人会などのコミュニティ組織が協力して対応していく必要があります。

しかしながら、住民の価値観やライフスタイルが多様化してきたことに伴い、これまで地域で持っていたお互いに協力し、助け合うという機能は低下しつつあります。

このため、地域を構成するあらゆる組織が共に考え、行動していく協働の仕組みとして、小学校区単位の校区コミュニティ協議会の設立を進めています。この協議会を核として、住民同士の連帯感や互助意識の醸成を図り、地域にあった元気なまちづくりを推進します。



筑後市長 中村征一

校区コミュニティ協議会の設立要件



1. 協議会に、最低限、左記団体を含んで組織すること。

各校区には、子ども会・老人会・PTAなどの組織が活動しています。

校区内の各種団体をできるだけ多く取り込み協議会の構成団体としてお互いに連携、協力して活動します。

また、行政区の枠を超えた地域課題解決が可能となり、地域にあったまちづくりが行えます。

2. 校区コミュニティ協議会の代表者を決めて、協議会の会則を定めること。

資料：筑後市校区コミュニティ協議会パンフレットより

2. 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

地域での取り組みを推進していくために、現在高齢化や後継者不足、参加者の減少などの問題を抱えている地域活動の担い手、リーダーの発掘・育成を進めましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○地区活動やボランティア、NPO等について情報を収集し、関心があるものについて積極的に参加しましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○行政区や校区コミュニティでは、地域の方に積極的に声かけを行い、人材の発掘を進めましょう。</p> <p>○ボランティア・NPO等は、活動を通じて市民向けのPRを行い、担い手として参加する人の輪を広げましょう。</p> <p>○行政区や校区コミュニティでは、子どもや若者から高齢者まで、世代間の交流が可能なイベント、体験活動の機会・場を提供しましょう。</p> <p>○行政区では、組織の意義について周知を図り、加入を促進しましょう。</p> <p>○地域コミュニティ活動への参加を推進しましょう。</p> <p>○団体間の相互の結びつきを強め補完し合うことで、活動の輪を広げていきましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○社会福祉協議会と連携して、地区活動、ボランティア活動等に関心のある市民に対し、講座や研修等の機会を提供し、活動の参加者・担い手の輪を広げていきます。</p> <p>○地域団体等が実施する、人材育成の取り組みを支援します。</p>
<p>筑後市役所の関連事業</p>	<p>■校区コミュニティ協議会への支援【再掲】</p>

基本目標2 協働のしくみづくり（支え合いのしくみづくり）

【現状と課題】

近年、少子高齢化の進行、生活様式の変化、社会環境の変化などから、高齢者の単身世帯、また高齢者のみの世帯が増加しています。こうした世帯の方々については、加齢により要介護状態への進行、高齢者同士の老老介護、孤立死などの問題が懸念されます。

このほかにも、子どものいじめや引きこもり、虐待、ひとり親世帯の増加などによる子どもの貧困問題など様々な問題が顕在化しており、本市においても、ワークショップや団体ヒアリングの結果から、こうした問題が存在し、またこれから発生する恐れのある実態が指摘されています。

これに対して、身近な地域による見守りや相談から様々な支援策につなげ、住み慣れた地域の中で自立し、健康的な生活を送ることができるような支え合いの仕組みづくりが必要となります。

1. 地域活動の基盤整備

地域活動の推進に向け、活動の広報と参加者の促進を図り、地域活動の基盤整備を進めていきましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○地区活動やボランティア、NPO等について情報を収集し、関心があるものについて積極的に参加しましょう。【再掲】</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○各団体・活動において、参加者の拡大と若年層の取り込み等により、新たな発想で組織づくり・運営に取り組みましょう。</p> <p>○既存施設の活用や関係団体間の連携により、活動の場をつくり出していきましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○市民に対し、広く地域活動の周知を図ることで、活動への参加を推進します。</p> <p>○地域活動に関わる団体・組織に対し、情報提供や活動費助成等の支援を行います。</p>
<p>筑後市役所の事業</p>	<p>■老人クラブ活動の推進 ■地域子育てサロンの充実 ■子育て支援拠点施設事業の充実 ■各種教室等の充実（子育て支援）</p>

【市の関連事業】

事業名	概要	担当課
老人クラブ活動の推進	みのりの大学や陶芸教室をはじめとする学習活動、高齢者のひとり暮らしを訪問する「高齢者ネットワーク運動」や登下校時の見守り、地域の清掃活動などの地域奉仕活動、各種スポーツ大会や体力測定などの健康増進活動を行っています。	高齢者支援課
地域子育てサロンの充実	身近な場所で、子育て中の親子が地域の方と一緒に触れ合える地域子育てサロンの運営や設置を支援していきます。	子育て支援課
子育て支援拠点施設事業の充実	「子育て支援拠点施設（おひさまハウス）」で実施する様々な子育て支援のための事業の充実を図り、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。また、育児相談、おひさま教室、子育てサークルへの支援、情報提供等を行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
各種教室等の充実	安心して出産が迎えられるように「パパママ教室」や「おっばい教室」を行います。また、育児不安の解消、子どもたちの健やかな成長の促進を目的に「乳幼児教室」を行うとともに、子どもの発達が気になる等の悩みに関しては、個別に相談を受ける「こころ・ほっと相談」や関わり方を学ぶ「つくしんぼ教室」を行います。	健康づくり課



2. 情報提供体制の確立

市民一人一人が地域における活動の内容を把握し、それぞれにできるところで参加していく意識の情勢と活動への参加を促進するために、様々な媒体を通じて広く市民に向けた情報提供体制の確立を進めましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○福祉の制度やサービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。</p> <p>○回覧版や市の広報等の媒体から、必要な情報を収集しましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○地域福祉団体やサービス事業者は、提供するサービスや支援内容について広く情報を発信しましょう。</p> <p>○行政区や民生委員児童委員は、見守り活動を通し、情報が必要な人へ福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○広報誌やパンフレットをはじめ、インターネット等様々な媒体を活用して、福祉サービスの情報提供に取り組みます。</p> <p>○わかりやすい情報の提供・充実に努めます。</p> <p>○障害者や高齢者などを含むすべての市民に配慮した情報提供に努めます。</p>
<p>筑後市役所の事業</p>	<p>■市報・ホームページ等による広報</p>

【市の関連事業】

事業名	概要	担当課
市報・ホームページ等による広報	市報やホームページ等の媒体を通じ、地域活動に関する活動の報告や参加者の募集を通じ、市民への広報を行います。また、その際には、高齢者や障害者へ配慮した表現や方法を用います。	総務広報課

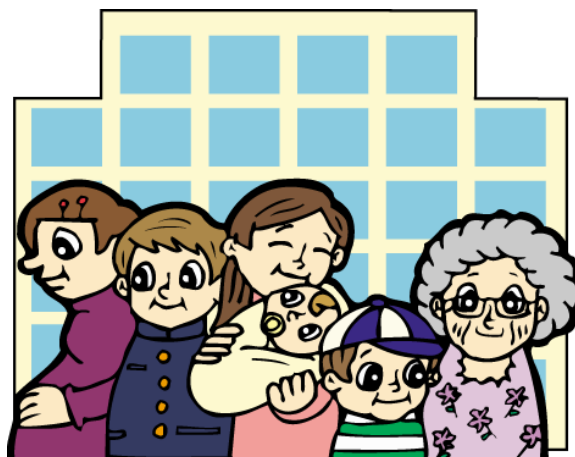
3. 相談体制

市民の皆さんが、地域の中で安全・安心な生活を送ることができるよう、様々な問題や悩みを解決に結び付ける相談体制の整備を進めていきましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○個人、家庭、近隣の困りごとなどの解決に向けて、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、子育て支援拠点施設、保健センター等の相談窓口を積極的に活用しましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。</p> <p>○民生委員児童委員が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して解決に取り組みましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○相談窓口の周知徹底を図ります。</p> <p>○安心して相談できるよう相談体制の充実に努めます。</p> <p>○福祉の総合的な相談窓口の体制を整備する。地域包括支援センター、地域子育て支援センター等の地域における身近な相談窓口について、周知を図ります。</p> <p>○研修会等の開催や受講により、各種相談員の技術の向上を図ります。</p> <p>○相談員が地域に出向き、相談しやすいように声かけ等を行っていきます。</p> <p>○各種行政相談窓口と、地域の相談員・関係機関との連携強化を図ります。</p>
<p>筑後市役所の事業</p>	<p>■総合相談支援（高齢者）</p> <p>■子育て支援拠点施設事業</p> <p>■子育て応援暖の家の設置</p> <p>■相談窓口（障害者支援）</p>

【関連事業の概要】

事業名	概要	実施主体
総合相談支援（高齢者）	高齢者の方々の相談を総合的に受け止め、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。	地域包括支援センター
子育て支援拠点施設事業	乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行い場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。子育て支援拠点施設（おひさまハウス）で実施します。	子育て支援課
子育て応援家の設置	子育てを卒業した家庭や高齢者の方にボランティアとして協力してもらい、子育て等について気軽に相談ができる家を地域に設置していきます。	子育て支援課
相談窓口（障害者支援）	障害者福祉の中心的な実施機関として、補装具費・日常生活用具の支給、特別障害者手当等の支給、障害福祉サービス、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）などの相談を受けています。	福祉課



4. 見守り体制

（1）要援護者支援体制

住み慣れた地域の中で、安全・安心な暮らしを送ることができるよう、支援が必要な方々を地域で見守り、必要な支援へつなげていくことができる見守り体制の整備を進めていきましょう。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○困りごとの解決に向けて、区長や民生委員児童委員等地域の相談役に相談しましょう。また、近隣に困りごとを抱えている人がいた場合、相談につなげていきましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○区長や民生委員児童委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。</p> <p>○行政区や校区コミュニティで地域の困りごとを共有し、解決のための方策を考えていきましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○地域と連携して、要援護者、生活困窮者等の把握に取り組み、情報を共有する体制を確立します。</p> <p>○生活困窮者及びその恐れのある方々を、自立に向けた支援に結びつけます。</p>
筑後市役所の事業	<p>■生活困窮者自立支援事業 ■子ども・ひとり親に対する見守り</p>

【市の関連事業】

事業名	概要	実施主体
乳幼児家庭訪問	出生連絡票に基づく新生児訪問や、乳幼児健診後のフォローなどの訪問を行います。	子育て支援課
家庭児童相談事業	児童虐待や養育困難など、子どもに関わる家庭内での様々な相談の窓口として、家庭児童相談室を設置しています。	子育て支援課
筑後市子どもを守る地域ネットワークの推進	要保護児童の早期発見・早期対応を図るため、筑後市子どもを守る地域ネットワークでの連携を強化し、適切な支援につなげます。	子育て支援課

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み（筑後市地域福祉計画）

事業名	概要	担当課
児童虐待防止に向けた研修会や講座の開催	子育て支援者や子育て中の保護者を対象とした研修会や講座等を開催します。	子育て支援課
子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	広報やホームページ等を通じて、子どもの人権や児童虐待防止に関する周知を行います。また、児童虐待防止推進月間における啓発事業を実施します。	子育て支援課
就業支援講座等の周知	母子家庭等就業・自立支援センターが行う就業支援講座等の情報を広報で周知します。	子育て支援課
ひとり親家庭の各種援助の実施	母子家庭に対する高等職業訓練促進給付金事業や自立支援教育訓練給付金事業を行います。また、ひとり親家庭を対象とする手当制度や母子家庭等就業・自立支援センター等での講座についての周知を図ります。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、各種制度の周知や支援につなげます。また、生活保護受給者等自立支援事業を活用し、ハローワークと連携した就労支援を行います。	子育て支援課
母（父）子家庭自立支援事業	母（父）子家庭の自立を促進するため、各種就業に結びつく講座を受講した人へ自立支援教育訓練給付金、看護師や介護福祉士などの資格を取得するため修業中の人へ高等職業訓練促進給付金を支給する事業を行っています。	子育て支援課
自立相談支援事業	生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、ニーズを把握し自立支援計画を策定します。また、関係機関と連絡調整を行い、支援を包括的に実施します。	福祉課
住宅確保給付金の支給	離職により住宅を失うおそれのある生活困窮者に、家賃相当の住宅確保給付金を有期で支給します。	福祉課
学習支援事業	貧困の連鎖を防ぐため、中学生を対象として、学習塾に委託して学習支援を行います。	福祉課 教育委員会

重点課題 1

【生活困窮者自立支援】

生活困窮者自立支援制度の下で、地域の中で支援が必要となる方々を見守り、自立への支援を行うための制度の適用に結び付ける仕組みを作り上げていきます。

筑後市では、専門の自立支援相談員を福祉課に配置し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者への支援を行っていきます。

また、任意の事業である子どもの学習支援も行っています。

■生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じるものです。

生活困窮者自立支援法に基づき自治体の実施する事業

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

◆「自立相談支援事業」

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等。

◆「住宅確保給付金」（有期）

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の受託確保給付金を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等（任意事業）

◆「就労準備支援事業」

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する。

◆「一時生活支援事業」

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。

◆「家計相談支援事業」

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

◆「学習支援事業」

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言。

◆「その他の支援」

- ・関係機関、他制度による支援
- ・民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

（2）権利擁護事業

自身の判断が困難になった場合でも、自身の尊厳を損なうことなく地域の中での暮らしを続けていくことができるよう権利擁護事業の取り組みを進めていきましょう。

区 分	概 要
●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】	○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護に関わる制度について理解を深めましょう。
●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】	○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護に関わる制度の利用が必要な人を利用につなげましょう。
●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】	○地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携して、成年後見制度等の関連制度の周知と利用促進を図ります。
筑後市役所の事業	■成年後見制度

【市の関連事業】

事業名	概要	実施主体
成年後見制度	認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。	福祉課 地域包括支援センター



基本目標3 安心して暮らせるまちづくり（福祉に関する環境整備）

【現状と課題】

地域福祉の充実のためには、地域における支え合いのしくみと、民間及び公的機関による解決機能の強化と環境整備が必要であり、またこの二つが相互に連携を図ることが重要となります。

本市では、子どもや子育てをする家庭、高齢者、障害を持つ方など、様々な支援を必要とする方々への公的なサービスを、地域のニーズに応じて適切に提供していくとともに、地域で福祉に関する活動を担う方々、団体等と連携し、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、近年は地震や風水害等の自然災害が頻発しており、防災・減災への取り組みや、災害時の緊急避難体制の整備について関心が高まっています。安心して暮らせるまちづくりのためには、こうした災害時に、高齢者や障害を持つ方々でも適切に避難行動をとることのできる支援が必要となります。

この緊急時の避難行動については、本計画の重点課題の一つとしてとらえ、既存の制度のもとで、早急に体制の整備を進めていきます。



1. 福祉サービスの適切な利用促進

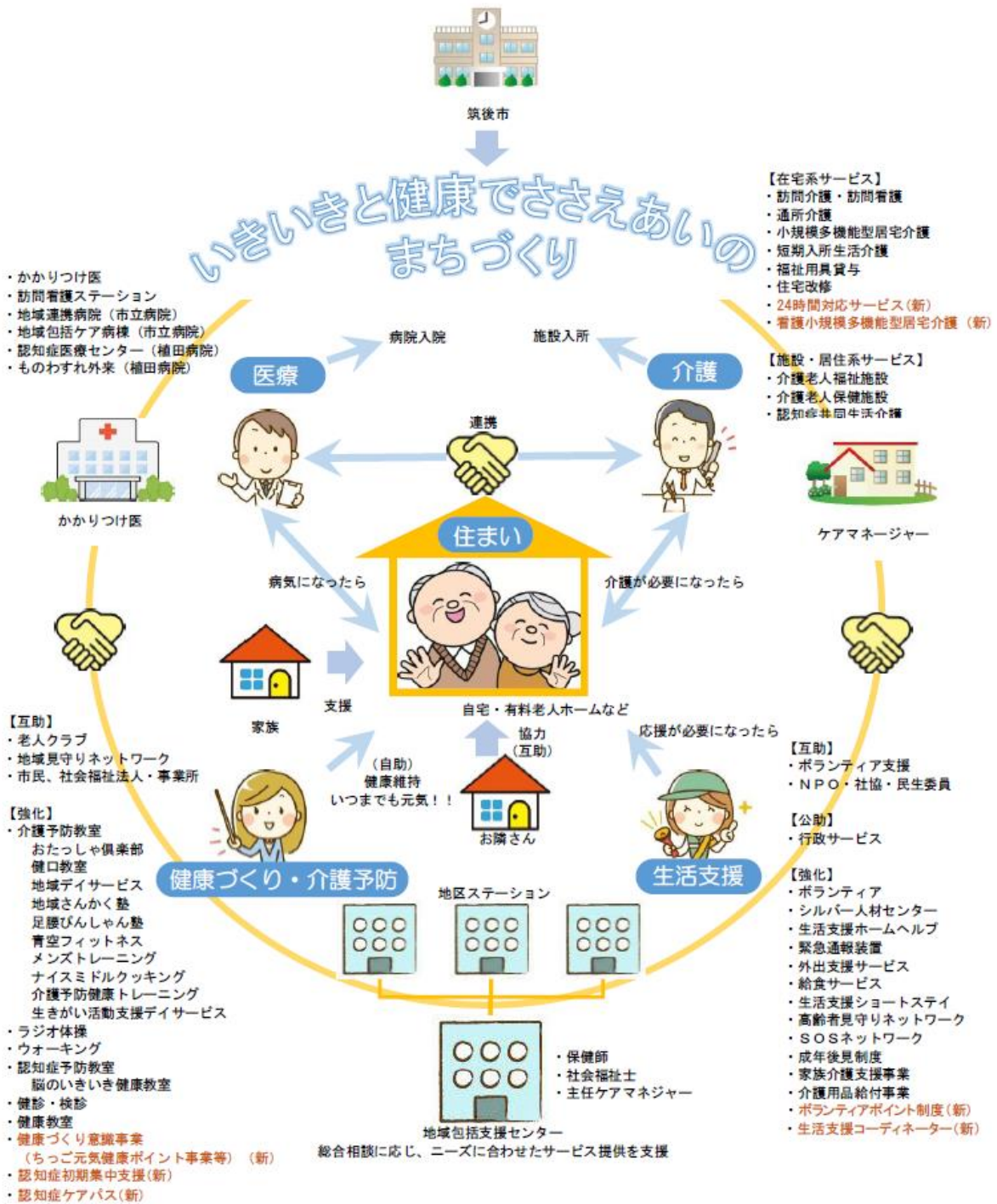
福祉での支援が必要になった場合、個人に応じた適切なサービスを受け、地域での生活を維持していけるよう、福祉サービスの充実を図ります。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○日ごろから福祉サービスに関心を持ちましょう。</p> <p>○福祉サービスに関する苦情・相談がある場合には行政やサービス事業所に伝えましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○サービス事業者は、利用者からの苦情に対応する相談窓口の充実を図りましょう。</p> <p>○地域の福祉ニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p>	<p>○福祉に関する行政サービスの適切な運営に努めます。</p> <p>○地域包括支援センター等の各種相談窓口における、サービスに関する苦情相談の対応を充実させます。</p> <p>○福祉サービス事業者の情報公開や、必要に応じ指導等に取り組めます。</p> <p>○福祉サービス事業所の職員や、サービス提供者の研修充実について働きかけます。</p> <p>○子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図ります。</p>
<p>筑後市役所の関連事業</p>	<p>■介護保険事業 ■高齢者福祉事業 ■子ども・子育て支援事業 ■障害者基本計画・障害福祉計画に基づく支援事業</p>

【参考】

第6期筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムを構築することを、重点課題としています。

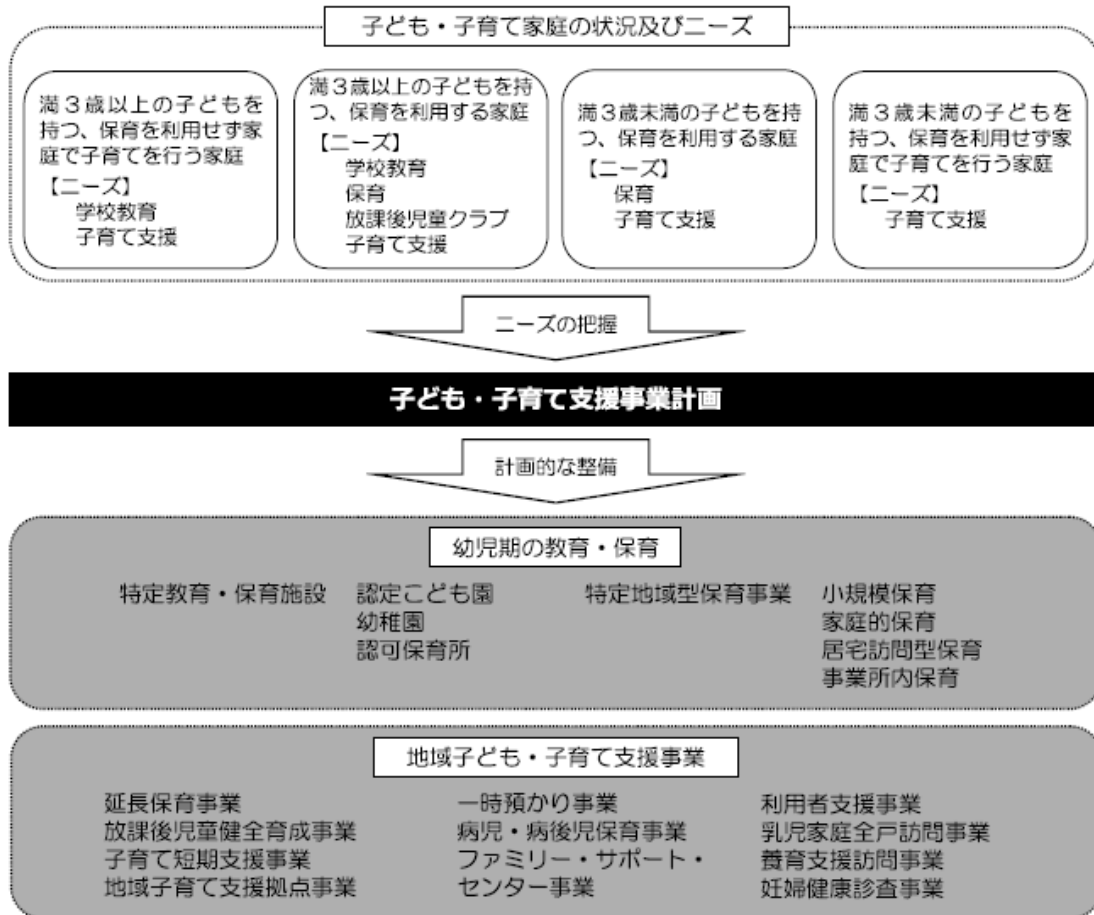
【筑後市における地域包括ケアシステムのイメージ】



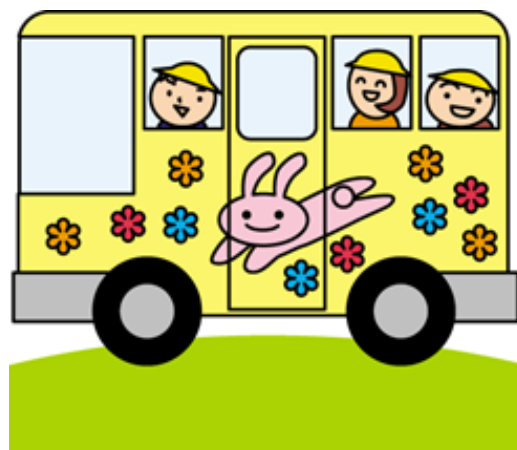
資料：第6期筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

筑後市子ども・子育て支援事業計画では、「子ども・子育て支援法」にもとづく新制度に対応した子ども・子育て支援の方向性を示しています。

【子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供イメージ】



資料：筑後市子ども・子育て支援事業計画



2. 安全・安心の環境づくり

近年多発する自然災害や、手口の巧妙化する犯罪被害を防ぐために、地域の中での取り組み、または関係機関との連携を軸に、安全・安心の環境づくりを進めていきます。

区 分	概 要
<p>●自助 〈住民〉 【一人ひとりができること】</p>	<p>○個人・家庭で防災・減災意識を高め、災害時の避難行動などについて話をしましょう。</p> <p>○防災訓練などへ積極的に参加しましょう。</p> <p>○防犯に関する意識を高めましょう。</p> <p>○地域の防犯活動へ参加しましょう。</p>
<p>●互助・共助 【地域ぐるみで取り組むこと】</p>	<p>○自主防災組織の強化・充実を図りましょう。</p> <p>○消防団員の確保を進めましょう。</p> <p>○自主防犯組織の強化・充実を図りましょう。</p>
<p>●公助 〈行政〉 【主に行政が取り組むこと】</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">筑後市役所の事業</p>	<p>○市の防災機能・体制整備を進めます。</p> <p>○災害時のあらゆる状況を想定し、市民の皆さんの安全を確保できるよう、広域での対応、または個別の対応について、体制の整備を行います。</p> <p>○近年増加している詐欺などの犯罪について、情報の提供や防犯教室などを開催し、市民の皆さんの防犯意識を高める支援を行います。</p> <p>■避難行動要支援者支援制度</p> <p>■ハザードマップの全世帯配布</p> <p>■防災知識の普及・啓発と防災対策の促進</p> <p>■自主防災組織と共同の防災訓練の実施</p> <p>■災害時要援護者の状況把握と避難支援</p> <p>■緊急時の医療情報の提供</p> <p>■防犯（消費者被害）対策</p> <p>■女性の防災活動への参画促進</p>

【市の関連事業】

事業名	概要	担当課
避難行動要支援者支援制度	災害が発生した際に、家族等の援助が受けられない方を対象に、地域の皆さんとの協力で避難支援をするための仕組みです。災害等の避難時に支援を希望する人を募り、地域から支援者をお世話します。併せて、日頃の見守り活動もお願いしています。	地域支援課
ハザードマップの全世帯配布	ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。市では、全世帯配布を行っています。	地域支援課
防災知識の普及・啓発と防災対策の促進	災害時の安全を確保できるよう、高齢者の中でも災害に際して特に援護を要する方（災害時要援護者）やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備え、避難時の心構えなど防災知識の普及、啓発等を行います。	地域支援課 高齢者支援課 福祉課
自主防災組織と共同の防災訓練の実施	自然災害等から高齢者をはじめとする市民一人ひとりの命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を迅速かつ的確に行えるよう、自主的な防災組織の育成及び自主防災組織と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。	地域支援課
災害時要援護者の状況の把握と避難支援	自主防災組織、行政区、民生委員等と連携を図ることにより、災害時要援護者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等、避難所への誘導等が迅速かつ的確にできるよう努めます。	地域支援課 高齢者支援課 福祉課
緊急時の医療情報の提供	ひとり暮らしの高齢者等が急な体調悪化などで救急医療行為を受ける際に「救急医療情報キット」を用い、かかりつけ医療機関と搬送先医療機関等との連携を築き、ひとり暮らしの高齢者等の安全・安心の確保に努めます。	地域支援課
防犯（消費者被害）対策	振り込め詐欺をはじめとする二重電話詐欺被害等が身近なところでも報告されており、多様な手口の詐欺や消費者トラブルから高齢者を守るために、情報提供や啓発活動を進め被害の未然防止に努めます。	福祉課
女性の防災活動への参画推進	女性消防団員の加入促進をはじめ、防災活動へ女性の視点を導入し、参画を図ります。	消防本部

重点課題2

【要援護者支援体制の整備】

緊急の避難行動に対して支援を必要とする人たちを把握し、緊急時には支援者のもとで安全を確保するための避難行動をとることができるような要援護者への支援が必要です。

筑後市では災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度を設けており、この適切な運営により要援護者の避難行動への支援を行っていきます。

また、平常時には支援者の方を中心に、地域による声かけなどの見守り活動を行い、要援護者の方について支援に結び付けていきます。

■災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度

市では、災害が発生した際に、家族等の援助が受けられない方を対象に、地域の皆さまの協力で避難支援をするための仕組み（災害時要援護者支援制度（避難行動要支援者個別避難支援計画作成））を推進しています。

この制度は、災害時の避難時に支援を希望する人を募り、地域の中で支え合い、協力しあって支援する体制をつくることを目的とした制度です。



■災害時要援護者支援制度の概要

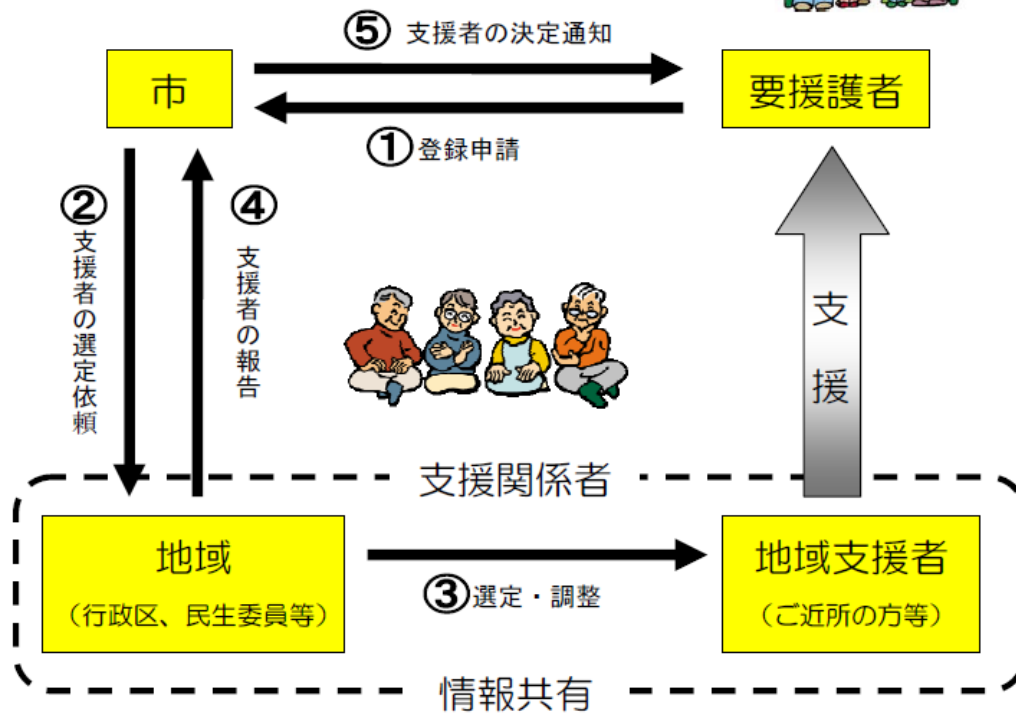
◆支援制度の対象となる方は（要援護者）

災害時に自力で避難することが困難な方で、下記①～⑥に該当する在宅で生活している方が対象です。

- ①介護保険の要介護認定者（要介護認定3～5の者）
- ②身体障害者（等級1・2級の身体障害者手帳所持者）
- ③知的障害者（A、A1、A2、A3判定の療育手帳所持者）
- ④精神障害者（等級1級の精神障害者保健福祉手帳所持者）
- ⑤高齢者世帯の者（75歳以上）
- ⑥その他市長が必要と認める者

◆支援制度の概要

支援制度の概要は下記ようになります。



資料：筑後市

Ⅱ．筑後市地域福祉活動計画

第4章のⅡでは、基本理念の実現と、その達成のための基本目標に沿った社会福祉協議会の取り組みを示します（「筑後市地域福祉活動計画」）。

社会福祉協議会は、地域にある福祉問題の解決に取り組む、福祉のまちづくりを行おうとする民間の福祉団体です。地域課題の発見から解決までの集団的な福祉の取り組みから福祉のまちづくりを推進していくという地域組織化活動（コミュニティワーク）の実践では、福祉員制度、並びに校区福祉会活動を中心とした地域デイサービスの実践が全市に広がりを見せています。地域デイサービスの実践は、「住民自身が自分の住む地域の高齢者問題に関心を持ち、高齢者を支える実践として取り組み、さらに他の問題にも関心を持ってもらうことで自分の地域を支え合いのある地域に創り上げていく」活動として、「協働」時代を先取りした実践でもあります。これは、学童保育や共同作業所づくり、ボランティア活動の推進にも共通しています。

こうした地域実践と具体的な福祉サービスが結び合うことで、地域福祉の総合的な推進を図ること（地域福祉）が、社会福祉協議会の大きな役割となってきています。



基本目標 1 支え合いの意識と人づくり（意識啓発・担い手の発掘・育成）

1. 地域活動への参加に向けた意識づくり

今後、地域活動への市民参加を一層進めていくために、社会福祉協議会では、様々な地域活動についての広報と重要性の啓発を進め、市民の皆さんと、社会福祉協議会、市役所が協働のもと、地域福祉を充実させていくことを目指します。

【本計画における互助・共助の方向性】

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 地域でのあいさつ・声かけを積極的に進めましょう。
- 行政区や校区コミュニティでは、組織の意義について周知を図り、加入を促進しましょう。
- 行政区、校区コミュニティ活動への参加を推進しましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ①くらしと福祉の学級 ②市民福祉のつどい ③「ともに生きる」福祉教育読本の配本 ④福祉出前教室の実施 ⑤小中学校等における福祉の授業の支援・連携 ⑥実習生の受け入れ ⑦その他必要な福祉教育活動

■福祉出前講座

地域の団体やグループなどで企画される講座の中で、福祉について知りたいとお考えになられる場合、「福祉出前講座」をご活用ください。社会福祉協議会職員が講座を出前します。

講座の内容（一例です！）

講座	私の行政区の人口構成・・・今・昔	住民同士で取り組む、高齢者等の見守り活動
	悪徳商法の被害にあわないために	閉じこもりを防ぐ地域づくり
	一人暮らし高齢者の生活の実態とは？	福祉員・福祉相談員活動について
体験・実技	地域で家族で役立つ「介護教室」	レクリエーション用具の紹介・遊び方
	車イス体験	福祉に関するビデオの上映
	ボランティア体験（手話・点字・音訳等）	
紹介・説明	福祉制度やサービスを紹介	ボランティアグループを紹介
	いろいろな福祉用具の紹介、利用方法の説明	権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の紹介
	わがまちの福祉の動向	「福祉のまちづくり」を進める社会福祉協議会
	市内のいろいろな福祉団体を紹介	
報告	東日本大震災被災地支援について	九州北部豪雨災害、災害ボランティアセンターの取り組み

○対象

市内に居住、勤務する方など10人以上の団体でお申し込みください（地域デイサービスや行政区の研修等にもご活用ください）。

○時間・会場

日時はいつでも構いません。会場は筑後市内に限ります。

2. 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

住民に最も近い地域の活動団体として、地域の人材に関する情報収集と提供、また人材育成のための様々な啓発や人材交流の場を設け、その参加者を増やしていくことで、今後の地域活動を担う人材、またリーダーの育成を支援していきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 行政区や校区コミュニティでは、地域の方に積極的に声かけを行い、人材の発掘を進めましょう。
- ボランティア・NPO等は、活動を通じて市民向けのPRを行い、担い手として参加する人の輪を広げましょう。
- 行政区や校区コミュニティでは、子どもや若者から高齢者まで、世代間の交流が可能なイベント、体験活動の機会・場を提供しましょう。
- 行政区では、組織の意義について周知を図り、加入を促進しましょう。
- 地域コミュニティ活動への参加を推進しましょう。
- 団体間の相互の結びつきを強め補完し合うことで、活動の輪を広げていきましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
ボランティア活動	①各種ボランティア講座の開催 ②リーダー研修会 ③ふれあい広場 ④ボランティア連絡協議会との連携
善意奉仕銀行ボランティアセンター	①善意の受入・払出 ②車イス・イベント用品の貸出し ③ボランティア保険の加入 ④運転ボランティア事業積立基金 ⑤その他

■筑後市ボランティア連絡協議会所属グループ

グループ名	活動の概要
①ゆずり葉	「動く図書館」活動として、本を通しての交流を深めようと対面朗読活動を展開
②ちくご手話の会	手話の習得を通じ、聴覚障害者との相互理解と支援の輪を広げようと活動
③みずぐるま	市や社協の広報誌を録音し、視覚障害者にテープを配布・貸出
④むつみ会	視覚障害者の支援活動として、図書の点訳活動を行う
⑤くすの木会	障害者の自立の支援と、誰もが住みよい街づくりを目指して活動
⑥福寿草の会	お便り文集「福寿草」を作成し一人暮らしの老人を中心に配布し、交流活動を実施
⑦ちくご㊦の会	要約筆記活動を通じ聴覚障害者とのコミュニケーションを深めようと活動
⑧麦の穂	つばさOGを中心に結成。主に代筆活動と拡大絵本作りに取り組んでいる
⑨ちくご障害児（者）の明日を考える会	障害を持つ子どもたちの「学童保育」の場づくり
⑩寄せ鍋	青年期の障害当事者の居場所づくりの取り組み
⑪おたがいさまの会	制度では解決できない困りごとを、お互い様の関係でお手伝いするグループ
⑫手をつなごう絆の会	日頃の防災活動や防災への啓発活動を行うボランティアグループ

基本目標2 協働のしくみづくり（支え合いのしくみづくり）

1. 地域活動の基盤整備

社会福祉協議会では、総合福祉センターを中心に様々な活動団体への運営支援を行うことにより、地域活動における基盤整備を進めていきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 各団体・活動において、参加者の拡大と若年層の取り込み等により、新たな発想で組織づくり・運営に取り組みましょう。
- 既存施設の活用や関係団体間の連携により、活動の場をつくり出していきましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
高齢者福祉小地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ①介護家族の会コスモスへの助成と支援 ②校区福社会活動への助成と育成・支援 ③地域デイサービスへの助成と育成・支援 ④地域デイサービスに関する講座の開設 ⑤福祉員制度の取り組み ⑥老人クラブ連合会への助成 ⑦その他高齢者の福祉活動
社会貢献活動の推進	<p>地域福祉活動の推進、拠点づくりを目指し、高齢者の自主的な地域住民福祉活動の推進、社会参加の促進、仲間づくりの場の拡充を図ります。また、高齢者とボランティアの方などが、地域の公民館などで行う「地域デイサービス」「地域さんかく塾」等を通じて、家に閉じこもりがちな高齢者に対して社会参加を促進します。</p>

■地域デイサービス

地域住民が自ら主催・企画し、自分の地域の高齢者を支えていくこととする取り組みで、現在57か所（60行政区）で実施されています（平成27年5月現在）。

実施回数は月2回から年4回ほどと様々です（月1回以上の21の行政区は市の事業として、それ以外の36の行政区は社会福祉協議会の事業として実施）。会場は地域の公民館などで、お世話するのは地域のボランティアの皆さんです。

高齢者にとっては、体を動かしたり、人と会話を楽しんだりされるので、閉じこもりの防止、仲間づくり生きがいがづくりの場、また、介護予防の点から見ても健康の維持増進の効果をもたらしています。

また、人と人とのつながりが希薄化している地域において、高齢者が孤立しやすい城きいうになっています。そのような中で生活する高齢者を、住民同士で見守り、支え合おうとする地域のネットワークの役割も担っています。

この地域デイサービスがきっかけとなり、日常生活でも助け合い、支え合えるつながりを持つ地域づくり、そして、年をとっても、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくりのためにも、さらなる活性化が期待されます。



2. 情報提供体制の確立

社会福祉協議会では、市の広報とは別に、様々な媒体を利用した独自の情報提供により、地域福祉活動の活性化を図ります。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 地域福祉団体やサービス事業者は、提供するサービスや支援内容について広く情報を発信しましょう。
- 行政区や民生委員児童委員は、見守り活動を通し、情報が必要な人へ福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
広報誌の発行	社会福祉協議会では、活動にかかわる広報及び事業の紹介等を行う、社協だより「人として」を毎月発行しています。
地域包括支援センター	高齢者の方々が住みなれた地域で、その人らしくいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、必要な援助や支援を包括的に行う機関として設置されています。福祉に関する相談の受け付けや、地域や事業所からの要請で、高齢者に関するサービスの紹介や権利擁護等についての講話を行っています。また、研修会や講演会も計画しています。

■筑後市社会福祉協議会/広報「人として」

2016年（平成28年）8月15日（1）

社協だより

8月号
369号

筑後市社会福祉協議会 / 広報
人として

筑後市社会福祉協議会
（〒833-0032 筑後市野町680-1）
TEL 52-3969
FAX 53-6677
mail chikugo-syakyobathena.ocn.ne.jp
URL http://www.chikugo-shakyo.or.jp

私たちの手で 私たちのまちを 福祉のまちに … それが社会福祉協議会の目標です。

レポート：熊本地震被災地—熊本県益城町のこれまでとこれから—



▲倒壊家屋の片づけを行うボランティア。



▲災害ボランティアセンターに持ち込まれたガレキ。分別の後、集積所に運ばれた。

— 山積みのガレキ — でも
「前を向くしかない！」
新たな生活に息の長い支援が必要！

市社協では福岡県社会福祉協議会の要請を受け、6月27日から7月1日の5日間益城町災害ボランティアセンターに職員1名を派遣し、運営支援を行いました。職員が見た被災地をレポートします。

被災した家屋の前には瓦やブロック塀、家の梁などの木材、震災によって発生したガレキが大量に積み上げられている様子が目撃されました。被災者からの依頼を受け、ボランティアによってこれらのガレキを集積所（災害ガレキを処分する場所）に運搬する支援が連日続けられています。しかし、その件数の多さや、雨天が続くボランティアを派遣できなかったこともあり、未だ手付かずの家屋も多いのが現状です。まだまだ多くのボランティアの力が必要とされています。

ボランティア依頼はしているが未だ手付かずの家屋も多く…

※益城町災害ボランティアセンターは8月16日からは金・土・日曜日のみの開設となります。その日の活動状況など、詳しくは益城町災害ボランティアセンター Facebook ページを「ご確認ください」。

依然体育館等での避難所生活を余儀なくされる被災者も多い中、6月中頃から、一部の地域で応急仮設住宅への入居が始まりました。その仮設住宅で被災者の方へ生活の困りごとの聞き取り調査を行った際、ある男性が「今はどうこう言っただけで、とにかく前を向いてやるしかない」と一言、地震により自宅の天井が抜け落ち、とても住める状態ではないというこの男性。家具も家電も十分に揃わない仮設住宅で語られる姿が印象的でした。隣近所の間柄も大きく変わってしまう仮設住宅の生活では、高齢者を中心に、自宅に閉じこもりがちになる可能性もあります。今後はそういった状態を防ぐためにも、例えば話し相手や炊き出し等で被災者の方の生活を支える、息の長い支援が必要なのかもしれません。

「とにかく前を向くしかない」求められる生活支援

15 この広報紙は、毎月15日に発行しています。

■地域包括支援センターの事業

事業	概要
介護予防 ケアマネジメント	要介護認定で「要支援1」あるいは「要支援2」と認定された方や、支援や介護を要する状態になるおそれのある方（二次予防事業対象者）に対し、状態に応じた支援計画を作成します。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・住みなれた地域で安心して暮らつづけられるように、高齢者の皆さんの権利を守ります。高齢者虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の活用などに対応します。 ・地域包括支援センターは筑後市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催しています。 ・筑後市高齢者虐待防止マニュアルを作成しました。
総合相談支援	高齢者の方々の相談を総合的に受け止め、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント	皆さんを支える地域の介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援のほか、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、様々な種類や関係機関との連携、ネットワークづくりに取り組みます。
講演会や説明会など	地域や事業所からの要請で、高齢者に関するサービスの紹介や権利擁護等についての講話を行っています。また、研修会や講演会も計画しています。



3. 相談体制

地域に最も身近な民生委員・児童委員、または福祉委員活動に対する支援を行い、地域の人たちからの相談に対する支援を行っていきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。
- 民生委員児童委員が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して解決に取り組みましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
総合相談支援事業 (地域包括支援センター)	高齢者の方々の相談を総合的に受け止め、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。
介護相談室	介護に関する相談を、毎月第4火曜日 13時30分から15時まで、総合福祉センターで受け付けています。
心配ごと相談室	生活の中でのいろいろな心配ごとの相談を、毎週木曜日午後1時から4時まで、総合福祉センターで受け付けています。
障害福祉 なんでも相談室 「ちくたくネット」	全ての障害（児）者やその家族等に対する相談窓口です。生活相談・福祉情報の提供・社会資源の活用・権利擁護事業との連携を専門のスタッフが対応します。

4. 見守り体制

（1）要援護者支援

社会福祉協議会では、区長や民生委員児童委員、福祉員などと連携して、地域の中で支援を必要とする人を把握し、市役所や関係機関または社会福祉協議会独自の支援事業や相談などに結び付けていきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

○区長や民生委員児童委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。
○行政区や校区コミュニティで地域の困りごとを共有し、解決のための方策を考えていきましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
生活福祉資金貸付事業 （県社協委託事業）	低所得者世帯、障害者世帯等で所定の条件を満たす場合に、様々な条件での資金の貸し付けを受けることができます。
低所得者福祉	①短期貸付資金 ②フードバンク（食品支給） ③たすけあい援助金制度 ④その他
母子福祉	①若年母子グループ活動支援 ②母と子のつどい ③母子寡婦福祉会への助成と活動支援 ④その他の支援活動
歳末たすけあい募金運動	①戸別募金 ②職域募金 ③要援護世帯等調査 ④配分 ⑤広報の発行
ひとり親家庭の各種援助の実施	母子家庭に対する高等技能訓練促進給付金事業や自立支援教育訓練給付金事業を行います。 また、ひとり親家庭を対象とする手当制度や母子家庭等就業・自立支援センター等での講座についての周知を図ります。

事業名	概要
ひとり親家庭の子のための学習支援教室	筑後市母子寡婦福祉会では、福岡県の委託を受けて、ひとり親家庭の子のために、ボランティアの皆さんのご協力で、学習支援教室を毎週実施しています。休憩時間には、学校や学年を超えての交流も行っています。
不登校・ひきこもり家族会 「サルビアの会」	筑後市及び近隣市町にお住まいの不登校やひきこもりの方のご家族を対象として、家族同士での交流を行っています。
ふらっとスペース	ひきこもりの方等への簡易な仕事や居場所づくり

（2）権利擁護事業

社会福祉協議会では、判断が十分でない人の情報を収集し、必要に応じて各種権利擁護のための支援事業につなげていきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

○成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護に関わる制度の利用が必要な人を利用につなげましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助から日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行います。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり（福祉に関する環境整備）

1. 福祉サービスの適切な利用促進

社会福祉協議会は、各種福祉サービス事業者としての立場からも、地域における福祉の充実に向けた事業の充実を図っていきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- サービス事業者は、利用者からの苦情に対応する相談窓口の充実を図りましょう。
- 地域の福祉ニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
生きがいデイサービス事業	65歳以上で家に閉じこもりがちな方や、要介護認定で「非該当」と認定された方などをデイサービスセンターからお迎えし、入浴・昼食を提供し、軽運動や趣味活動をして過ごしていただき、夕方ご自宅へお送りします。
子どもの福祉事業	①地域学童保育所の運営（9学童保育所を受託） ②子どもの遊び場遊具助成 ③その他児童の福祉活動
障害者福祉事業	①障害者問題セミナーの開催 ②手をつなぐ育成会への助成・支援 ③身体障害者福祉協会への助成 ④「ふくおか・筑後きょうだいの会」の開催 ⑤その他障害者の福祉活動

■社会福祉協議会の運営する学童保育所

名称	所在地
羽犬塚学童保育所（ひまわり共和国 風組・花組）	大字羽犬塚 283 番地 1
筑後北学童保育所（わくわく共和国）	大字西牟田 6044 番地 2
松原学童保育所（すくすく王国 星・虹）	大字熊野 758 番地 2
古川学童保育所（くすの木ハウス）	大字久恵 1007
水田学童保育所（ホッとクラブ）	大字下北島 172
水洗学童保育所（わんぱくクラブ）	大字尾島 158 番地 1
西牟田学童保育所（はっぴいクラブ）	大字西牟田 1802



2. 安全・安心の環境づくり

社会福祉協議会では、地域の自主防災組織の組織化や消防団員等の担い手の拡充を支援していくほか、市役所と協力して、災害時発生時における福祉避難所の開設を行うなど、公共機関と連携のもと、地域の安全・安心の環境づくりを支援していきます。

互助・共助【地域ぐるみで取り組むこと】

- 自主防災組織の組織化を推進しましょう。
- 消防団員の確保を進めましょう。
- 自主防犯組織の強化・充実を図りましょう。



【社会福祉協議会の取り組み】

事業名	概要
福祉避難所	平成23年7月、筑後市と筑後市社会福祉協議会は「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、総合福祉センターを福祉避難所として位置づけています。



■福祉避難所

福祉避難所とは、小学校等の指定避難所での生活が困難で介護や福祉的な配慮を必要とする方が、安心して避難生活を送れるように、指定避難所とは別に開設される避難所です。福祉避難所は、避難生活の長期化が予見される場合、受入体制を整えた後に開設します。災害発生後すぐに開設される避難所ではないため、福祉避難所への避難対象となる方も、まずは身近な指定避難所に避難してください。

福祉避難所は、災害時に必ず設置される避難所ではありません。

○福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者が対象です。

○福祉避難所への避難の流れ

- ①災害が発生した場合は、まず身の安全を最優先とし、身近な指定避難所へ避難してください。
- ②指定避難所において、保健師等が避難者の身体状態や必要な支援の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定します。
- ③福祉避難所は、建物の被害状況や施設利用者の安全確認後、避難スペースの確保、スタッフの配置、ベッドなどの資機材の受入態勢が整い次第開設し、決定された避難対象者を受け入れます。
- ④指定避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族などにより行うことを原則としますが、困難な場合は、状況に応じて福祉車両等での移送を行います。

資料：筑後市ホームページ



第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の構築

計画の推進にあたっては、福祉の担当だけでなく、関係各課との連携を図り地域のニーズに柔軟に対応できるよう、庁舎内での連絡・調整体制の整備と、職員の意識向上を図ります。

また、市職員が地域活動に積極的に参加し、そこで得られた情報を庁内にフィードバックすることで、新たな地域福祉の課題やニーズに対応していきます。

2. 計画の進行管理

本計画は、福祉関係の個別計画と密接に関係しているため、各計画の進行管理を受け、庁内で横断的な事業評価と検証を行います。そこで必要があると認められた際には、事業内容の見直しや変更、その他必要な措置を講じ、新たな取り組みを進めていくこととします。

3. 計画の周知・広報

本計画の内容については、市の広報やホームページ等の媒体を利用して、広く住民に周知を行います。

また、職員が地域活動に参加する際に、内容の紹介を行っていきます。

このほか、市役所の窓口、関連施設に設置し、身近に住民の方が閲覧できるようにします。

